

平成24年塩尻市議会3月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成24年3月7日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第11号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻市保育所における保育に関する条例

議案第18号 平成24年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目桧川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

出席委員

委員長	山口 恵子 君	副委員長	宮田 伸子 君
委員	永田 公由 君	委員	金子 勝寿 君
委員	森川 雄三 君	委員	中原 巳年男 君
委員	鈴木 明子 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会議務局職員

庶務係長 小澤 真由美 君

午前9時59分 開会

委員長 おはようございます。定刻より少し早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから3月定例会福祉教育委員会を開催いたします。どうぞ、よろしくお願いたします。本日の委員会は委員全員出席しております。審査に入る前に理事者からあいさつがありましたらお願いします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。大変お忙しいところ、委員会の開催をいただきましてありがとうございます。本日、あす、2日にわたって条例案件、それから新年度の予算ほか御審査を願いたいと思います。どうぞよろしく御審査いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりでございます。きょう、あすと審査を行います。なお、あすは審査終了後に視察を予定しておりませんので、よろしく願います。それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては、議事の円滑な進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いします。なお、審査には議案に係る職員のみのお出席といたしますので、随時退室をしてください。

議案第11号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第11号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

福祉課長 それでは、議案第11号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてお願いしたいと思います。議案集では、ほぼ真ん中のページになるかと思います。それと、議案関係資料の21ページをあわせてごらんいただきたいと思います。説明につきましては、議案関係資料に基づきまして説明をさせていただきます。

それでは21ページ、お願いしたいと思います。提案理由でございますけれども、子育て世帯の療養に係る経済的な負担軽減を図るため、福祉医療費給付金の受給資格の種別を見直すことに伴い、必要な改正を行うものです。概要につきましては、受給資格者に中学校に就学している児童を加えるというものです。これは児童というのは、象徴的な言葉として用いさせていただきます、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで該当する者ということでございます。条例の施行につきましては、平成24年の4月1日から施行するものでございます。

22ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この第1条におきまして、小学校就学児童を就学児童、また、第4条の受給資格の種別及び要件の3で、小学校就学児童を就学児童に、満12歳を15歳とするものです。先ほどもお話ししましたが、この就学児童というのは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童ということになりますので、お願いします。以上でございます。それと、対象児童は大体2,000人強を見込んでいます。以上でございます。

委員長 それでは、ただいま説明がありましたので、質疑を行います。委員より御質問また御意見ありましたらお願いします。

森川雄三委員 これについては、たしか本会議で中村議員のほうからも一般質問があったと思うんですけどもね。中学生を今度は加えることによって、大体2,200万円くらい増加するというような御答弁をいただいたような気がしたけれども。今、2,000人ふえたっていうのは、中学生2,000人ふえたという意味ですか。全員です。そんなことはないね。

福祉課長 中学生全員がこの対象に。所得制限がないものですから、児童が就学しているお子さん全員が対象ということになります。

森川雄三委員 そうするとあれ、2,000人ふえて2,200万ばかということは、1人そんな程度で大体

賄えるということですか。どうですか、まあ単純に。

福祉課長 これは、国保に医療費が幾らくらいかかるかという年齢別の階層別一覧表っていうのが毎年出されるんですけども、そこから年齢別の関係の受診率を調べまして、それに自己負担金がやはり500円かかるものですから、それを引いた額を換算して、年額でいきますと2,200万円ということになります。

森川雄三委員 もう1件いい。それじゃ、これ0歳から15歳まで、大体何名おられるか。それと、障害者の方がおられるわけだね。母子、父子、障害者と分かれた時に、障害者の方は何名くらいおられるのですか。

福祉課長 乳幼児が3,758人、小学生が3,486人、それと中学生が2,077人ですので、およそ9,000人くらいが小中学生の該当になります。それと身障者では2,522名が、この全体の福祉医療の中の該当になります。

森川雄三委員 はい、いいです。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

中原巳年男委員 当然これ医療費なんですけども、例えばことしみたいにインフルエンザが流行するとかいうようなことがあった時に、その医療費の負担分と、例えばワクチン接種にかかる費用とで考えたら、予防医療のほうにお金をかけたほうがいいのか、治療費のほうにかけたほうがいいのか、その辺はどういうお考えでしょうか。

福祉課長 やはりインフルエンザがふえますと、ことしはそんなにでもなかったんですけども、さきおとしくらいの時には随分医療費が伸びたんですけども、医療機関等ではワクチンが半年分足りない年等もありますので、やはり現況としては、この福祉医療で賄ったほうがいいのかと思います。

委員長 いいですか。ほかによろしいでしょうか。

副委員長 用語の件なんですけど、こども事業部とかでは、小学生は児童、中学生は生徒とかっていう表現を使うんですが、こういった場合は小学生も中学生も児童という表現でいいでしょうか。

福祉課長 自立支援法と、また児童福祉法の中では児童というのは18歳までになります。その中で、実はこの福祉の条例の中で、母子の関係で18歳までの児童というところを使ってあるものですから、今回それが重複してしまうといけないということで、就学児童で15歳というふうにやらせてもらいました。

永田公由委員 今の関係でね、対前年度の予算比でいくと794万円、約800万円の増額になって、先ほどの説明だと、中学生に対してかかる、いわゆる給付金が予定では2,200万円というふうになっているんだけど、それで要するに間に合うの、予算上。

福祉課長 毎年2,200万円いるんですけども、初年度の場合は、4月に受診したものの支払いというのが3カ月後の7月になります。ですので、9カ月分の1,650万円というのがことしの予算になります。その中で、これまでの食事療養費が少なくなった、貯めておいたものがいらなくなったと。それと、障害、母子、寡婦がそんなに伸びないことを見まして、800万円増額すれば1,500万円少しはいけるのではないかと。1,650万円を切るのではないかとということで800万円、総額の中で増額になったということです。

永田公由委員 国保でもさ、見込み違いでもって8,500万円補正組まなきゃいけないような状態だもんでさ、こういうのだったとしても無料になると、逆に言えば、2,200万円以上にね、かかる場合もあるもんで。まあ、プロの衆がそれでいいって言やあ大丈夫だとは思うけども、できるだけまた見込み違いでしたっていうことがないように、お願いしたいと思います。

委員長 はい、じゃあ要望ということで。

永田公由委員 はい。

金子勝寿委員 今の関連。現状の中学生の医療費がどのくらいかかっているかを試算して予算を出されたのか。一般的に、無料化すると10%程度伸びると言われているんですよね。その辺まで入れて考えたのか。それだけ、ちょっと教えてください。

福祉課長 今、そのことも考えられるものですから、現況で試算した数字が、実は1,953万6,000円でした。それに1.1倍、実は掛けさせてもらった金額ということになります。

金子勝寿委員 はい、結構です。

委員長 よろしいですか。

森川雄三委員 ちょっと確認。先ほどさ、対象児童9,000人くらいになるって言ったわね。それで障害者の方が二千。

〔「2,500」の声あり〕

森川雄三委員 ということはあれ、2割以上も障害を持たれた方がおられるって意味。ちょっとそこら辺を。

福祉課長 済みません、私の説明の仕方が悪かったのだと思いますけども、福祉医療というのは、乳幼児の分、それと小学校、中学校、それと身障の方、母子と、それと父子それぞれに分かれております。そして、中学生までの方が2,000人の福祉医療があります。そのほかに、障害者の福祉医療ということで身障手帳をお持ちの方、それと精神の手帳、それと国民年金施行令の65歳以上の方の障害をお持ちの方の身障者の対象の方が、2,522人ということです。

森川雄三委員 後ろにさ、いわゆる条例のね、この条例は、心身障害者、乳幼児、就学者、母子、父子家庭つであるでしょう。だから、いずれにしても0歳から15歳の子供全員対象になっているわけだよね、要は、その方が九千何人おられるっていうんでしょう、さっきのお話では。そのうちの私の聞くのは、身障者は何人おられるかっていうことを聞いているから、2,000人だったとすると、それこそ2割以上の方。それをお聞きしてるんですよ。それはわからない。

福祉課長 済みません。真っ先に、今、福祉医療の概要につきまして、これは、0歳から15歳までの者については全部この中に入ってしまう。ですので、身障手帳をお持ちの方は、例えば15歳から以後に、その手帳の程度によって障害の福祉医療の該当になると。このようになります。

森川雄三委員 何となくわかるような、わからないような。

福祉課長 そういうことであります。

永田公由委員 ただ、森川委員の聞いていることは違うだよ。9,000人の中に何人いるかっていうことを聞いているんだよ。

福祉課長 9,000人の中に何人いるかというのは、福祉医療の該当で。

森川雄三委員 それはわからんわけだ。

福祉課長 小学生といいますが、中学生までの中で障害の者が何人かということで、今。

森川雄三委員 そういう意味です。

福祉課長 わかりました。

森川雄三委員 だって、それじゃなきゃこの条例おかしくない。

福祉課長 じゃあ、この数字は、調べてみます。

森川雄三委員 ああ、いい。後でいいから、はい。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、それじゃ、採決してもいいですか。いいですか、それをお聞きしなくて。

森川雄三委員 いいよ。

委員長 なければ、討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第11号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第12号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

委員長 議案第12号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 議案第12号介護保険条例の一部を改正する条例でございます。議案関係資料を見て御説明をいたしますので、議案関係資料23ページをお願いいたします。

まず1番、提案理由でございますけれども、平成24年度から平成26年度までを計画期間といたします、第5期介護保険事業計画で見込まれる介護保険の受給者数、介護サービス量等に基づき、保険料率を改定することに伴い、必要な改正をするものでございます。第5期介護保険事業計画期間中におきましては、介護保険料は基準額で20%の引き上げとなるわけですが、この要因につきましては、高齢者及び要介護認定者の増加や介護サービス機関が大幅に整備されることからサービスの利用がふえること、介護保険給付費が3年間で第4期に比べ20.2%増の148億円余の支出が見込まれること、この給付費のうち65歳以上の高齢者の負担する割合が、第4期の20%から21%へ増加すること等によるものでございます。

2番、概要でございますけれども、平成24年度から平成26年度までの介護保険料につきまして、所得に応じた保険料率にすることに伴い、第1号被保険者の区分及び保険料率を改めるものなどがございます。中段の表をごらんいただきたいと思います。左側が改正案、右側が現行でございます。所得の低い方から高い方に段階を区分し、第6段階を基準額とし、保険料率を年額6万1,200円と定め、基準額にそれぞれ料率を乗じて段階ごとの保険料率を定めてあります。現行の第5段階、年額5万1,000円を6万1,200円に引き上げ、低所得者であります第1、第2段階の基準額に乗ずる料率を、現行の0.47から0.45に引き下げ、現行の第3段階を2段階に分割し、より低所得の方の料率を0.75から0.65に引き下げ、所得の多い現行の第7段階から第9段階までの料率をそれぞれ0.05引き上げ、現行の第10段階を2分割し、より所得の多い方の料率を1.90と、0.15引き上げた介護保険料とするものでございます。

ページをめくっていただきまして、24ページをごらんいただきたいと思います。各段階の区分、段階ごとの予想人数、それから括弧内で高齢者全体に占める各段階の皆様の構成割合、それから右側のほうでは、介護保険料の年額と月額にした場合の金額がお示ししてございます。

25ページから27ページまでにつきましての新旧対照表では、現行と改正後の条例を対比してございます。なお、この中で改正が条例本則と附則に分かれておりますけれども、附則に定めてありますのは、今回の介護保険法の改正に伴う介護保険法施行令の改正附則に規定されているものは、条例改正案におきましても改正附則で定める。そういった技術的な理由によるものでございますので、よろしく願いをいたします。

23ページに戻っていただきます。条例の施行等でございますけれども、平成24年4月1日から施行し、平成24年度以降の年度分の介護保険料について適用するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま説明を受けましたので、質疑を行います。委員より質疑質問、御意見ありましたらお願いします。

副委員長 現行からこの改正案に変わって、総額でどのくらいの差が出るのかっていうのは、わかりますでしょうか。

長寿課長 総額といいますのは、介護保険料の収入の総額ということでよろしいでしょうか。平成24年度予算でお話をいたしますと、前年度8億2,000万円に対しまして、1億8,700万円くらいの増額。第5期計画期間中につきましては、トータルで10億8,000万円くらいの保険料を見込んでおります。

副委員長 はい、ありがとうございます。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

長寿課長 済みません、今、誤っております。1億8,000万円というのは平成26年度ですので、介護保険料第5期計画期間中は、31億円程度になる見通しであります。

〔「3年間で」の声あり〕

長寿課長 3年間です。

副委員長 3年間で31億円。

長寿課長 はい。

森川雄三委員 これもたしか山口議員がね、一般質問でされたと思うんだけど、いわゆるその値上げ分に関して、県の財政安定化基金だとか市の準備基金を投入したってことだね。それで、市の準備基金が幾らって言いたい。8,000万とか9,000万とか。今、大体どのくらい残があって、今後、いわゆる基金の繰り入れというか、選択というか、そこら辺はどういうふうにお考えになっておられるか、ちょっと。

長寿課長 今現在の支払準備基金は約1億1,000万円ということ、今現在はそうでございます。ただ、本年度の当初予算ですと、その支払準備基金の取り崩しを見込んでおりまして、見込んだ中で、見込んだ中で今その財源として見込んだ中を除きますと、8,600万円の支払準備基金が残りますので、その全額は第5期計画期間中において全額取り崩す、そういったことを踏まえての介護保険料の改正になっております。

森川雄三委員 全部使っちゃうということだね。

長寿課長 現段階ですと、その保険料算定に当たっては、この介護保険支払準備基金は3年間で計画的に取

り崩しをしていくといった見通しのもとに立てたものでございます。

森川雄三委員 だからそうすると、そのあとの基金、その後の3年後かはどういう段取りというか。

長寿課長 一たんですね、その取り崩しを見込むわけなんですけれども、各年度の支払準備基金がどうなっていくかというのはですね、各年度ごとに報酬に支払われる給付費、給付費の額によって補てんをされていくのはあくまで予定でございます。仮にその給付費がですね、当初見込んだよりも少なくて推移した場合には、充てんされる介護保険料、あるいは支払準備基金の分というのは少なくて済む。少なくて済んだ場合は、それが支払準備基金に積み立てられる。逆に、予定よりもですね、給付費がふえてしまった。その場合は財源として不足してしまいます。仮にまた、通常3年間の経過を見てまいりますと、1年目よりも2年目、2年目よりも3年目と給付費が伸びてまいりまして、不足した場合には、県の財政安定化基金から借入れをし、借入れをしたものを次の計画期間中でそれを償還をしていくということになります。償還部分については、次期の介護保険料に反映をされる、そういった仕組みになっております。

森川雄三委員 ということは、いわゆる介護保険料へ上乘せされていくということだけであって、いわゆる市の一般財源のほうから基金のほうへ、いわゆる国民保険みたいな形で投入されるとかそういうことはないとも、あるの。

長寿課長 介護保険事業につきましては、法定のですね、大ざっぱに言って12.5%を一般会計から繰り入れをしております。それを越えた部分のですね、給付費に対する一般会計の繰り入れというのは、従来行っておりませんし、第5期の計画期間中においてもそういうことまで予定をしております。

委員長 ほかにございませんか。

鈴木明子委員 今の県の財政安定化基金、最悪の場合はそこを使うということのようでしたけれども、実際に県の基金を使った、塩尻では使ってないと思うんですけど、全県的にもそういうところを活用しているところ、そう多くないんじゃないかと思うんですけど、その辺はわかりますでしょうか。

長寿課長 それはですね、各保険者において、次期計画期間中の給付を見込んだ上でですね、やっていくんですけど、なかなかそのとおりいかない場合は、先ほど申し上げたように借入れをするということになります。19市を含む17保険者中ですね、第4期計画期間中において借入れをした保険者が3つあるというふうに聞いております。その場合はですね、そういった保険者は第5期の保険料にそれが上乘せをして反映をされている、そういったことになります。

鈴木明子委員 3保険者がそれを活用というか利用したということのようですけども、全体として見れば、県のその財政安定化基金が非常に残高があって、今回介護保険料改定に対して各保険者が使えるようにということで、一定の配分があったということによろしいですね。

長寿課長 そういった理解でよろしいです。今回は、ざっと見ますとですね、各市町村が拠出した部分の約44%くらいが、県のほうから市町村のほうに交付される、そういった中身になっております。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第12号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第12号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。では、次に進みます。

議案第13号 塩尻市保育所における保育に関する条例

委員長 議案第13号塩尻市保育所における保育に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

こども課長 初めに議案関係資料のほうで説明させていただきますので、続いて28ページをお開きください。議案第13号塩尻市保育所における保育に関する条例をお願いするものです。

提案理由につきましては、公立保育園に加えまして社会福祉法人が運営する保育所、これが設置されますので、市内の保育所における保育に関しまして必要な事項を定めるために、新しい条例を制定するものでございます。

条例の概要につきましては、保育を行う基準、入所選考会議の設置などについて定めるものでございまして、1つ飛んで4番ですが、条例は4月1日から施行するものでございます。

3に戻りますが、この条例、新設でございます。が、括弧内にございます塩尻市立保育所条例が現行の条例であるわけでございますけれども、この条例では、公立保育所16園の名称、それから位置、それらとともに2の概要にございます、保育を行う基準、入所選考会議などを規定しているところでございます。これらの基準ですとか入所選考会議などは、社会福祉法人立の保育園にも適用する規定でございますので、新しい条例のほうに移しまして、現行の塩尻市市立保育所条例を新旧対照表として比較させていただきましたので、その点をお願いしたいと思います。

右側29ページの新旧対照表をごらんください。現行の保育所条例でございますけれども、主に先ほど申し上げた公立の保育所の名称、位置、設置規定を主に規定しております。したがって、目的を定めました第1条では、右側、設置及び管理並びに以降を、設置等に改めさせていただきます。現行欄、続いて3条というふうになっておりまして、第2条を省略しておりますけれども、現行の保育所条例第2条には、公立保育園の名称及び位置、これが一覧表で規定されています。この内容には変更がございませんので、右側改正案の中でも省略をさせていただきます。それから、現行欄の中段から保育所における保育を行う基準を規定した3条、以下、次のページ30ページにありますけれども、入所、退所手続きの第4条、それから入所選考会議の第5条、次のページ31ページには、保育の解除が6条、それから保育料及び減免に関する7条、8条までの規定は、社会福祉法人が運営する保育所にも適用する規定がございますので、これらを新たな条例へ必要な規定を移行するというために、改正案では空欄として削除するということとなります。したがって、31ページの一番下、現行条例の第9条、第10条につきましては、規定する内容を変えずにですね、左側にございます改正案にございます第3条、4条へと繰り上げをするものでございます。

次に、議案集で条例全文を御確認いただきます。議案集の中ほど、議案第13号がございましてお開きください。この条例ですが、公立保育園及び社会福祉法人立の保育園共通の運営方法を規定いたしますので、第1条でございいただきますように、保育所における保育に関して必要な事項、これを定めることを趣旨としておりま

す。それから、第2条以下につきましては、先ほど新旧対照表で載せさせていただきましたが、現行の保育所条例、それから移行する規定でございまして、保育所における保育を行う基準を第2条、入所選考会議を第3条、第4条には保育料、右側のページ第5条ですが、保育料の減免規定、それぞれ規定させていただきますが、内容は現行の保育所条例と変更はございません。また、現行の保育所条例で規定してありました入退所の手続き、あるいは保育の解除等に関する規定につきましては、条例施行規則の中で規定していくということとさせていただきます。なお一番下に、2ページの下に附則がございますけれども、先ほど新旧対照表でも御説明させていただきました現行の条例の改正を、この附則の2の中で改正することとしていますので、その内容も御確認いただければというふうに思います。2の改正の内容につきましては、1条の趣旨の内容、それから削除と繰り上げを規定して改正するものでございます。説明は以上でございます。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問、また御意見ありましたらお願いします。

森川雄三委員 これもたしかね、一般質問にあったと思うけども、だれだったかい、中村さんだったかい。いわゆる今度は門戸を開いたわけだね、福祉の保育園にも、という意味でしょう、これは、どっちかっていうと。いわゆる働いていなくても、子供たちも保育所に入れるといったような意味ですね、これは。そうやって取っていいわけ。それとは違うだ、これは。違うだかい。それじゃ、いいです。私、勘違いをしました。

中原巳年男委員 要するに、社会福祉法人が運営する場合も塩尻市が運営する場合も、基本的には同じ条例の中で運営をしていくという考え方なんですけど、その中で、例えば長野市みたいに将来的に民間に保育所なり、将来的には総合子ども園という形になっていこうかと思いますが、そういう中で市の、行政から手を放して、民間にこの仕事を移行していくというような準備段階というような意味合いはあるのか、ないのか。

こども課長 今回2法人がですね、2つの社会福祉法人が設置するということになりまして、これは法人側のですね、希望によるものでございます。市といたしましては、ここまで公立保育所のみだけでやってきた中でですね、市民の皆さんからも信頼いただける保育ができていると考えておりまして、とりわけ市のほうからですね、すぐ直ちに民営化移行に全部切りかえていくという方向ではございません。これまで、民営保育園の実績が市内でないものですから、それらを慎重に見ていく、その延長でまた考えていくというふうなことになろうかと思えます。

中原巳年男委員 今、課長の言われたように、今まで市内で民間の保育所というものが運営されてなくて、その中の1法人はある程度、そういった幼稚園であっても、子供の保育にかかわる事業にかかわっているわけですが、もう1法人のほうはそういった経験を持っていないと思うんですね。そんな中で、それぞれの保育所の運営が、市のほうの基準なり何なりに合っている運営がなされているのかどうか。それともう一つは、民間の保育園ということで、市のほうの保育園の場合は、ほとんど市内の保育園一律でいろんなことをやっていると思うんですけども、一部特色を出すということはあるんですが、私立において、特にその保育所の特色を出すために保護者の負担がふえるとかが、そういうことは考えられませんか。

こども課長 初めの基準の関係ですけれども、これは、現在国がですね、保育所の最低基準を設けておりまして、それに沿って市もその基準を下回らないようにですね、公立の保育園は実施しているところです。どちらかというと、国の基準よりも厚く、手を厚くして保育をしているというのが市の考え方とございまして、法人の保育園におきまして、基本的にはですね、市と同じ方向というようなことで設計がされているところでござい

す。

特色に関して保護者の負担がですね、ふえる可能性ということは、これは否定できませんし、公立は基本的には16園同じ保育を提供したいというふうに考えている中で、そこが不得手の私立の保育園でございますので、当然、いわゆる保育活動の中ですね、魅力あるものというものは追求されるということがございますので、やはりそれぞれ特色を持たせた保育がされていくと。現在のところ、負担部分はですね、月額で1,000円程度のものが言われているところでございます。

中原巳年男委員 それで、その運営自体が公立と同等かどうかというのは、市のほうで定期的にその事業者と話をするなり何なりの中で、確認をとっていくというような考え方は持っていますですか。

こども課長 その運営につきましては、年に1回県がですね、指導監査に入ります。市のほうもその指導監査に合わせて同行して、保育内容の点検をするという仕組みがございまして、その中では、先ほど申し上げた国の基準に照らしてですね、細かいところまでかなりチェックがされますので、それをこちらとしても点検させていただいて、その延長で評価をしたいというふうに考えております。

委員長 済みません。関連でお願いします。今後、私立保育園のほうに入園された方の保護者の運営とか保育に関する御意見とか要望、またもしかしたら苦情があるかもしれませんが、その窓口は市のこども課が対応するのか、それとも直接個々の私のほうの保育園のほうで対応されるのか、その辺お聞きします。

こども課長 公立の保育園もそうですけれども、直接園で対応しているいわゆる要望とかですね、御質問には園で対応しているものが多いでございます。ただそれを越えてこちらに届くものもございまして、それぞれ実際の保育園のほうに確認してですね、こちらがお答えする場合もあります。ですので、これも保護者のほうの選択というふうに申し上げたほうがよろしいかと思っております。

委員長 はい。わかりました。

永田公由委員 これは最終的には、ここにもうたわれているように、すべて市長が、何ていうの、責任があるということだね。塩尻市立の保育所もそうだけでも、これについても最終的な責任ってというのは市長だという解釈でいいわけですか。

こども課長 保育の実施は、児童福祉法で市町村に義務づけられていますので、そういった意味では、入退所含めて市長のほうで責任持って推進するべきだと思っております。

永田公由委員 あれですか、サン・ビジョンの保育園は4月2日に開園というようなことですが、定員に達したわけですか。

こども課長 サン・ビジョンは設定定員が60人でございまして、現在、予算にもありますけれども、55人という状況でございます。ちなみに、吉田のよしだ保育園さんにつきましては、定員設定が105人という設定ですけれども、現在のところ20人という状況でございます。

永田公由委員 ほとんど市内ですか。

こども課長 全員市内でございます。

鈴木明子委員 民間の保育園に関して言うと、先ほどからも、何て言うか、特色ある保育というようなことも掲げられるというようなこともありましたけれど、市の全体の保育要望というか、その持っている保育園に入れたいという希望者と定員の関係で言いますと、そういう特色ある保育を掲げている保育園も含めて、総枠何人と

というようなふうに見ていくのでしょうか。

こども課長 定員管理はですね、施設ごとに、やっぱり面積基準から出てくる定員を今置いていますので、全体では今、市の公立保育園は1,900人というような状況です。新年度の中ではですね、公立で1,700人余を予定してしていますので、そういう中では、定員上は保育に欠ける部分は想定されないというふうなことです。

鈴木明子委員 そうすると、民間の保育園なんかは、そういう特色ある保育を選んで保育園を選定したいというような人たちが行って、どうしても公立の保育園で預かってほしいということになれば、それは枠としては確保されてるということですね。

こども課長 おっしゃるとおりです。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第13号塩尻市保育所における保育に関する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市保育所における保育に関する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

福祉課長 先ほどの福祉医療の対象児童の中での障害児の割合ということですが、身体、療育、精神合わせまして129人が手帳を所持しています。中学生までの対象児童が9,321人ですので、1.38%ということになっています。また福祉医療につきましては、身障の関係では親の、扶養義務者の所得制限等があるものですから、児童を優先にということで、真っ先の申請は乳幼児からということになっております。以上です。

長寿課長 先ほど議案12号の第5期の介護保険料に関しまして、宮田委員の御質問に3年間で31億円というようにお答えいたしました。32億円を見込んでおりますので、訂正いたします。

委員長 では、訂正をお願いします。ほかによろしいですね。それでは、ここで10分間、休憩を取ります。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。次に進みます。

議案第18号 平成24年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

委員長 議案第18号平成24年度塩尻市一般会計予算中、歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健

康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)5款労働費中1項労働諸費、4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費を議題といたします。審査は区分をして行います。初めに2款総務費から3款民生費1項社会福祉費までを議題といたします。説明を求めます。

男女共同参画・人権課長 それでは、総務費、総務管理費の14目人権推進費をお願いいたします。予算書107、108ページをごらんいただきたいと思います。14目人権推進費でございますが、主なものを御説明いたします。説明欄の一番上の白丸、委員報酬につきましては、市の人権擁護審議会委員の報酬でございます。

次の人権推進諸経費、こちらの5つ目の黒ポツになります。人権擁護委員協議会負担金、こちらは法務局よりの4人ふえまして、市内に10名、人権擁護委員、出向されております。こちらの方たちの活動に関する負担金ということで、松本人権擁護委員協議会及び当協議会塩尻部会の活動支援ということでの負担金でございます。その一番下、犯罪被害者支援センター負担金、こちらは民間の団体であります長野犯罪被害者支援センター、こちらの活動を支援するものでございます。私のほうは以上です。

総務課長 続きまして、市民交流センター費、よろしくをお願いいたします。予算書、同じく107ページの下のところになります。それから、説明資料は39ページになります。よろしくをお願いいたします。

初めに、市民交流センター費、最初の丸ですが、職員給与費7,469万2,000円ですが、これにつきましては、総務課及び市民活動支援課2課の職員の給料、手当等になっております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、2つ目の丸、市民交流センター管理諸経費1億3,040万8,000円からですが、ちょっと説明の前にですね、幾つかにわたっておりますので初めに説明させていただきますが、いろいろと要望のありました水曜日、連絡通路をあけてほしい、あるいは3階を使わせてほしいというような声がありまして、私ども検討を重ねてまいりましたが、平成24年度試行的にはありますが、3階の市民サロン、あわせて学習室をあけてみようかということを考えております。あわせて連絡通路もということになります。いろいろと工事等の準備が必要になりますので、およそ7月以降くらいになるのかなというふうに今思っております。そんな関係で幾つか予算をお願いしてございますので、それも含めて順を追って説明させていただきたいと思います。

それでは、管理諸経費ですが、大きなものだけ説明させていただきます。めくっていただきまして、最初の施設管理委託料3,886万5,000円ですが、これにつきましては、市占有部分、市が占有している部分につきましてはの清掃、警備、空調機器保守点検等の管理委託料ということになります。ここに、先ほどの水曜日の件です。水曜日分の警備、それから3階の清掃費、これが上乗せになってこの金額になってございます。それから、1つ飛びまして、駐車場使用料900万円ですが、これにつきましては、向かいの市営駐車場の使用料でございます。もう1つ飛びまして、施設等工事費1,720万3,000円お願いしてございますが、先ほどやはり触れました水曜日関連です。セキュリティ上の問題が一番今までできてこなかった大きな問題だったんですが、3階をあけることに伴いまして、最小限で費用を抑えるということで、2階へ行く階段部分にシャッターを、簡易シャッターですが、設置するとかですね、あるいはエレベーターが2階にのみとまらないような設定変更工事、あるいは機械設備を行っておりますので、その関係の設備変更、あるいはテラス等へ出て行かないようにしたいと思っておりますので、そのシリンダーの設置工事等、ここで盛らせていただいております。あと、市民の皆さんとの将来どんなふうに使っていくんだというような声を聞くような会等を行わせていただきましたが、そういう中で出ました表示案内がちょっと不足しているとかですね、冷暖房の関係、それから警察から特に

依頼が来ているものですが、防犯カメラを設置してほしいというのがございまして、それぞれ細かなものですが工事費ということでお願いしてございます。それから、次の施設管理分担金につきまして、5,952万9,000円ですが、これにつきまして、例年どおりでございますが、管理組合のほうへの共益費、各入居施設1平米当たり260円という単価で掛け算して支払うものが約2,700万円余になります。そのほか電気使用料、上下水道使用料等の支払金額として計上させていただいてございます。

続きまして次の丸、市民交流センター交流企画事業費4,891万1,000円でございます。主なものが、5つ目の丸につきまして、臨時職員賃金461万7,000円ですが、これにつきましても、水曜日の3階にですね、だれもないというわけにはいきませんので、一応臨時職員対応ということで考えておりまして、1名増でお願いしてございます。それから、そこから3つ飛びました講師謝礼ですが、えんぱーくに来ていただくための動機づけとなるような各種講座、講演会、イベント等をもうしばらく続けてまいりたいと思っておりますので、そのための費用を計上してございます。さらに3つ飛びまして消耗品費400万円で大きな金額ですが、これはセンター中ですね、紙、トイレトーパーを含めているんなもの消耗品、電球代、トナー等のさまざまな消耗品一式のものでございます。そこから7つ飛んでいただきまして、IT講座運営事業等委託料630万円というのがございます。情報プラザのほうから持ってきました市民向けのパソコン講座の費用として計上させていただいてございます。5つ飛んでいただきまして、情報関連機器保守点検委託料、これにつきましては、中に数多くのパソコン、サーバー関連等々がございしますが、図書館システム関係以外のすべての機器類の保守点検委託料ということになってございます。さらに5つ飛んでいただきまして備品購入費490万4,000円ですが、これもやはり市民の皆さんからいろいろ不足するもの等の声をいただいておりますが、そういう中でですね、一部必要なところにカーテンをつけたり、パンフレットスタンド、パーテーションスタンド、それから机、いす類等の備品を購入するための費用として計上させていただいたものでございます。私は以上です。よろしく申し上げます。

市民活動支援課長 ページ1枚めくっていただきまして、市民交流センター費、協働のまちづくり推進事業につきまして御説明させていただきます。予算書111、112ページです。主な内容について御説明させていただきます。予算説明資料ページ40ページにある2つですけれども、ずっと下に飛んでいただきまして、下から2つ目、協働のまちづくり提案公募事業補助金200万円、これにつきましては、主体的な市民活動を支援するために補助金を出すもので、上限20万円を設置しまして、公開選考会をもって選考していく事業であります。それから、一番下のポツ、市民交流センター提案公募事業補助金につきましては、市民交流センターを活用していただいて、特に協働のまちづくり提案公募事業とは別に、企業の社会貢献活動に関しても御提案をいただきたいということで設けている補助金であります。これにつきましても、上限20万円をもって、こちらについては書類選考をもって行ってあります。なお、平成23年度の実績につきましては、3月16日に公開で報告会を市民交流センターのほうで夜6時30分から行いますので、もしよろしければ、ぜひ具体的な市民の活動を、報告を見に来ていただければありがたいかなというふうに思っております。以上です。

福祉課長 それでは、ずっと飛びまして125、126ページをお願いいたします。3款の民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費からお願いいたします。また、あわせまして予算説明資料の20ページをお願いしたいと思います。

では、お願いします。126ページの一番上の委員報酬ですけれども、これは民生児童委員を福祉員として委嘱し、地域福祉の向上のために御尽力をいただいているわけですけれども、福祉委員160人分の報酬でございます。

白丸を2つ飛ばしていただいた社会福祉事業推進費の中の、黒ボツの4つ目に当たります。民生委員協議会の活動補助金415万7,000円ですけれども、これは専門部の活動だとか、地域活動の交通費、また県の民児童委員の負担金相当額の補助をするということでございます。その下の黒ボツの7つ目くらいいきますと、民生委員活動費等交付金1,031万4,000円があるんですけれども、これは県からの交付金でございます、市を通してそのまま民生委員の活動費として交付するものです。その下の檜川外出支援事業補助金412万円ですけれども、公共交通機関の利用が困難な檜川地域におきまして、高齢者及び障害者の通院等の利便性の向上を図るために、NPO法人ビレッジならかわが実施しています過疎地の有償運送に対する補助をしているものでございます。

それでは、次の127、128ページをお願いします。そこに地域福祉推進事業とありますけれども、昨年まで、この予算書にはないんですけれども、地域ささえあい事業委託料というのがありました。この事業の明確化を図るために、ちょうど真ん中のところにご近所ささえあいマップづくり事業委託料と、それと黒ボツの5つ下で地域ささえあい事業補助金というものに、2つに分けました。これは、地域の中で、ご近所ささえあいマップづくりを通じまして住民主体の福祉活動の推進を図るための、ご近所ささえあいマップづくり事業のきちんとした推進を図ってほしいということ。それとまた、判断能力が十分でない人だとか、虚弱な高齢者、障害者の財産保全、金銭管理を行う権利擁護事業と、また地域自主グループの活動育成を行います地域ささえあい事業補助金というふうに分けたものでございます。

その下の社会福祉協議会本来事業補助金ですけれども、これは社会福祉協議会の活動の充実を図るために、広報だとか、それぞれ啓発等を行うわけなんですけれども、その総務関係の職員、正規1人とそれと局長、嘱託3人分の人件費というものを補助するものでございます。その下のボランティアセンター事業補助金ですけれども、これはボランティアセンターを運営する職員の2人分の人件費に当たります。これは、ボランティア活動の充実に向けました養成研修の開催だとか、ボランティア体験を通じた福祉教育の講座等を開催しているのに対して補助をしているものです。

次のしあわせネットワーク補助金2,000万円余ですけれども、これは、同じく当該事業に係る職員の人件費とあわせまして、地域福祉活動の推進ということでふれあい食事サービスだとか、ミニデイだとか、それに対する社協から補助金を出して、市で補助をしているものです。

一番下のボランティア活動・NPO法人等の起業支援の補助金というのが63万円あります。これは、地域福祉に関するボランティアの活動の企業が起きた時の支援に対する交付金の要綱に基づきまして、1年間補助するものです。これは、支援の対象となるのがNPO法人おはなという原新田のところにあるNPO法人です。やっている内容は、移動支援だとか日中一時預かり等を行っているものです。現在利用者は8人、経営は理事長ほか3人でこの法人を運営しています。この法人から12月に申請があったものですから、実は補正でまた後ほどお願いするんですけれども、1月から3月分は平成23年度で、平成24年度の4月から12月までの9カ月分の補助です。これは、家賃だとか光熱水費に充てるものということで、上限7万円を上限に9カ月分を支援するとい

うものでございます。

次のふれあいセンター施設維持費ですけれども、3,499万5,000円ですけれども、これは、ふれあいセンター洗馬の指定管理の委託料になります。2月末までに、ふれあいセンター洗馬においては3万1,443人、1日平均大体114人くらい御利用をいただいております。それで、前年比では51.8%になっています。また、入浴者数ですけれども2万7,966人ということで、前年度比の49.43%という状況になっております。

その下のふれあいセンター広丘の建設事業ですけれども、この設計委託の費用100万円ですけれども、建物の概略設計を考えまして、それをもとに1年かけて検討をしていきたいということで、概略のセットだとかを建てるに当たっての設計委託ということになります。

続きまして、障害者福祉費をお願いしたいと思います。障害者福祉事業ですけれども、できましたら次のページの130ページをお願いしたいと思います。そこに障害者福祉事業がありますけれども、黒ポツの3つ目、障害者福祉センター指定管理委託費は、社会福祉協議会に管理を委託しています、すみれの丘障害者福祉センターの管理委託が主なものです。今年度からですけれども、昨年までありました精神障害者授産施設の関係につきましては、障害者の自立支援法の給付に移ったものですから、今年度からは指定管理料はないということになります。

次の地域活動支援センター事業委託料ですけれども、これは、市の共同作業所であります宗賀共同作業所をNPO法人マシュマロに、また、檜川作業所をビレッジならかわに運営を委託しているのですけれども、この委託料が主なものとなります。それで、今年度からですけれども、昨年度までありました地域活動支援センターの事業運営補助金というのが712万円あったんですけれども、これは、フルサポート塩尻が運営します野村作業所が、同じく就労継続のB型に移ったため、補助金から扶助費に移るということで、今回の補助金からは入れていません。

その下の地域生活支援事業に5,720万円ですけれども、これは、国から2分の1、県から4分の1の補助がある中で、障害者が地域で生活するために必要な訪問入浴、それと介護者の就労支援だとか、一時的な休息のために障害者の日中における場の、日常生活の場を提供する日中一時支援、また、円滑に外出できるよう移動を支援する移動支援事業があります。この事業のものが主なものということになっております。

ずっと下へいきまして、障害者援護事業ですけれども、この事業につきましては総額で8,000万円余ですけれども、障害児の福祉手当というのがありますけれども、これは日常生活に常時特別な介護を要する在宅の障害児が対象になるもので、月額1万4,280円を26人の方に給付するというものでございます。その下の特別障害者手当3,600万円ですけれども、これは20歳以上の在宅の重度障害者に月額2万6,260円を給付するという事業です。その下の重度心身障害者福祉年金3,700万円余ですけれども、心身に重度の障害がある市民税の非課税の方を対象にしまして、20歳未満は月額4,000円、20歳以上は月額3,000円を給付しているものです。

下の障害者福祉扶助費をお願いしたいと思います。総額では6億3,000万円余でございます。この中で更生医療というのが3,400万円余。これは身障手帳をお持ちの方が、その障害を軽くしたりするための医療給付ということになっております。その下に重度心身障害者等の家庭介護慰労金というのがあります。これは、常時介護を要する在宅の重度障害者、先ほどの特別障害者手当だとかをいただいている人が対象になるんですけれども、この方々の御家族に対しましての慰労金8万円を給付するというものでございます。この慰労金ですけれども、今年度から年額10万円から8万円とするものです。この関係ですけれども、先ほどありました特障の手当をもら

ってる方がこの対象になるものですから、現在、特別障害者手当というのが月額2万6,340円になります。また非課税の方は、先ほどの重度心身障害者の福祉年金というのをまたもらっています。児においては、障害者福祉手当月額1万4,330円だとか、または特別児童扶養手当5万4,000円というのも受けているということになります。また地域生活支援事業、先ほどお話しした5,700万円、去年から700万円ほど多くなっているんですけども、またあわせて、後ほど説明させていただきますそれぞれの福祉サービスが充実したことによりまして、慰労金を8万円にするというものでございます。

それでは、131、132ページをお願いしたいと思います。黒ポツの3つ目ですけども、障害福祉サービス給付費、これを5億5,452万3,000円とするものでございます。これは障害福祉サービスを利用することによりまして、障害者が自立した生活を営むように支援するというものです。この事業につきましては、国が2分の1、県が4分の1を補助するという制度でございまして、これは、12月に補正をお願いしたこともありまして、その補正額と同額とさせていただきます。平成24年からですけども、障害者の自立支援法の一部改正によりまして、障害者の自立した生活を支え、抱える課題の解決を図る、適正なサービスを受けるにあたっての生活の相談の充実、それと、障害者サービス事業を利用するすべてにわたりまして利用計画を策定するという事で、地域において、障害のある人が一人一人が住み慣れた地域で安心して住めるようにということを願ひまして、それぞれの事業を運営していくというものでございます。

その下の老人福祉施設費ですけども、これは養護老人ホーム、温心寮が改築されましたが、改築に伴う公債費の負担金の支払い分になります。本市からは19人の方が入所しております。前年度よりも396万6,000円の増となっておりますけども、これは償還の猶予の期間が切れたということがありまして、今年度からそれぞれこれらの額を負担し、支払いをしていくというものでございます。

次の特別養護老人福祉施設組合負担金2,300万円余ですけども、これは桔梗荘の建設時の土地の購入だとか、デイサービスセンターの建設、また起債償還が主なものとなっております。その下の養護老人福祉施設措置費ですけども、これは、先ほどの温心寮だとか、松本にあります松風園ほか4施設の措置費となっております。市内からは26人の方が入所しています。以上です。

長寿課長 133、134ページをお願いいたします。予算説明資料につきましては、22ページにございますのでお願いいたします。金額については、万円単位で申し上げます。

まず、134ページ1つ目の白丸、北小野老人福祉センター事業403万円につきましては、北小野老人福祉センターの運営にかかわる事業費でございまして、昨年度と変わったところにつきましては、地域振興バスが勝弦地区を含めて整備されたことによりまして、従来勝弦公民館と北小野支所、小野駅間について、月曜日と金曜日に運行しておりました、たのめふれあいバスの運行委託料31万円を減額といたしました。

次の白丸、老人福祉センター等運営事業7,265万円でございますけれども、まず上から3つ、すがの郷の指定管理料、それから田川の郷、みどりの郷の指定管理料につきましては、この指定期間は平成23年4月から平成28年3月までの5年間の指定管理をしたものに関する委託料でございます。その次の、1つ飛ばしまして、老人福祉センター百寿荘の運営費補助金、それからその下の老人福祉センター野村運営費補助金につきましては、百寿荘は塩嶺福祉協会へ、野村につきましては市社会福祉協議会への補助でございます。

次の白丸、高齢者等生活支援事業でございますけれども、一人暮らしの方や低所得の高齢者等への各種福祉サー

ビスを提供し、高齢者の自立支援、家族の介護者負担軽減を図るものでございます。主な事業として、今年度新たな事業として、一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象とした高齢者等安全・安心支援カード事業を予算化をいたしました。内容としましては、一人暮らし世帯等に緊急時の連絡先、主治医、服用薬等を記入をしたマグネットシートを配布し、冷蔵庫に張りつけていただき、病気等の緊急時に救急隊員が駆けつけた時の連絡先を明示し、対象者とその家族に安心を提供しようとするものであります。あわせて名刺大のカードを配布をし、外出時に携帯をしていただくというものでございます。対象者は、民生委員さんを通じて登録をした一人暮らし高齢者、高齢者世帯及び希望する障害者等の世帯3,000世帯分。予算として上がっておりますのは、このうち、消耗品と印刷製本費の中の71万円分でございます。

めくっていただきまして、135、136ページをお願いいたします。中段より下、黒ポツでいきますと下から5番目、要介護者家庭介護者慰労金につきましては、介護保険制度が市民に周知をされ、在宅サービスを含む介護サービス基盤が大幅に整備をされていることから、従来でございましたらば、要介護3の方の介護者は5万円、要介護4、5の介護者の方には10万円を支払っておりましたが、要介護3の方には1万円減額をし4万円、要介護4、5の方につきましては2万円減額をしました8万円とするものでございます。なお、重度の介護者の方につきましては、市民税非課税の低所得者の方に対しまして、要介護4、5の方に介護用品購入に利用できる介護用品券を月に6,300円分支給をしておりましたが、月に7,500円分に増額して支給するというものを予算化をしてございます。そのほかには、介護サービス利用助成事業も重度の方に対しましては、市の事業として実施をしているところでございます。

次の白丸、認知症高齢者支援事業212万円余でございますが、地域における見守りや支援が行われやすくする環境づくりを目的に、認知症の方の話し相手や家族の相談相手となる、やすらぎ支援派遣事業、あるいは認知症サポーター養成講座を開催するものであります。ともに事業を拡大し、認知症サポーターの養成につきましては、対象者を理美容組合等、事業者等にも拡大することを予定しております。

次の白丸、高齢者生きがいづくり事業2,660万円につきましては、老人クラブの活動やロマン大学等の運営補助等を行っておりますところですが、従来一人暮らし高齢者に一同に会していただいて激励する、いきいき交流会につきましては、事業見直しにより廃止をし、地域におきまして高齢者を大切にいただく事業である敬老行事補助金の、各区に補助する額の定額分1万円を増額をしたといった内容になっております。

下から2つ目の黒ポツ、ロマン大学運営補助金につきましては、ロマン大学と、開校から3年目を迎えたロマン大学大学院の運営補助でございます。

次、137、138ページをお願いいたします。1つ目の白丸、介護基盤整備費2,220万円でございますけれども、最初の黒ポツ、地域介護・福祉空間整備補助金600万円は、大門地区の再開発事業に係る複合施設及び洗馬地区の施設に整備する地域交流スペースの備品購入に対する補助金。次の介護基盤整備補助金1,620万円は、大門地区の認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設の開設準備補助金でございます。この介護基盤整備費2,220万円につきましては、財源は全額国の交付金、又は県の補助金でございます。

次の白丸、社会福祉センター重油流出対策事業1,175万円でございますが、みどり湖岸における重油の回収にあたる臨時作業員賃金と、消耗品、観測井戸による経過観察、及び回収をした重油の処分委託料、及びみど

り湖岸に設置をしてあります集水槽周辺の土砂取りかえ工事費等でございます。

次の白丸、社会福祉センター運営事業2, 283万円でございますが、本年度から市の直営となっているところでございますけれども、その運営にかかわる諸経費でございます。所長、看護師、運転手の嘱託職員3人分と、光熱水費、清掃委託料等でございます。臨時職員賃金が増額となっておりますのは、本年度1年間社協から職員1名の派遣を受けていたものを、直営により市が対応することによるものでございます。

福祉課長 それでは、139、140ページをお願いいたします。先ほどもありました福祉医療に関するものということで、今年度から福祉医療扶助費におきましては800万円を増額し、3億8,742万5,000円としたものでございます。

長寿課長 次、5目介護保険事務費の中の2つ目の白丸、140ページの中ほどでございます。社会福祉事業繰出金6億8,044万円につきましては、介護保険事業特別会計に法定の負担割合により繰り出すもので、詳細につきましては、介護保険事業特別会計で申し上げます。

福祉課長 それでは、その下の保健福祉センター管理諸経費をお願いいたします。これは、通常の維持管理にかかわるものでございまして、消耗品だとか、清掃委託料の減によりまして、昨年度より53万9,000円減の1,548万7,000円をお願いしております。以上でございます。

委員長 それでは、ただいま説明を受けましたので、説明を受けた部分に対しての質疑を行います。委員より質問、御意見ありましたらお願いします。

副委員長 138ページの白丸、上から2つ目の社会福祉センターの重油流出対策事業について、現在までの経過をお示してください。

長寿課長 社会福祉センター重油流出対策事業につきましてはですね、みどり湖岸におきまして集水槽を設けて、そこで本年度10月までは臨時職員2名が周辺の監視、それから重油流出の重油の回収作業を行っております。賃金部分にはそういったところでございます。それから重油調査処理委託につきましては、社会福祉センターの周辺に観測井戸12カ所を設置をし、井戸の場所によって観測頻度は異なりますけれども、そこにおける地下水における重油の重油臭などの観測を行ってきております。重油観測の内容につきましてはですね、社会福祉センター直下のみどり湖側に面したほうの井戸以外では、重油臭等はもう落ち着いた状態、観測されないという状態になっております。また、重油の回収量につきましても、本年度に入りましては、4月、5月はある程度回収されましたが、その後は、微々たるものということで、経過観察も含めた状態になっております。ただ、この事業につきましては、今後もこの経過観察は必要なものというふうに考えておりまして、来年度に委託料、あるいは臨時作業員賃金を盛ったものでございます。

それから、若干補足をいたしますと、集油槽周辺土砂取りかえ工事として400万円を新年度で計上してございますけれども、これにつきましては、コンサルのほうに重油量の回収が減ったことについて相談をしたところ、その周辺の土砂が重油の回収によって若干目詰まりをしていることも考えられる。そういった中で土砂の取りかえを提案を受け、私どもが検討する中で、集水槽から社会福祉センターの側にある部分の土砂取りかえ工事を上げたものでございます。

それからもう1点、前回、前々回の委員会におきまして、金子委員からお話のございました、塩尻東地区、あるいは土地改良区の皆様、役員の皆様等に関しましては、本年度の経過観察におきましてほぼもう心配がないと

言いますか、重油のほうが、重油臭についても重油量につきましても落ち着いている部分については御説明をさせていただきます。以上です。

永田公由委員 委員長いい、ちょっと提案だけども、多岐にわたってるもんで、例えば今みたいに社会福祉センターなら、それに関連した質問を先に受けてやってかないと、あっち飛んだり、こっち飛んだりしちゃうから、その辺のところはうまくやってください。

委員長 そうですね。それでは、この件に関しまして関連する意見がありましたらお願いいたします。

永田公由委員 運営事業のほうでね、燃料費で433万円というようなことが盛られてるんだけど、この重油流出を受けてチェック体制を厳しくするっていうような話があったんだけど、今のチェック体制どうなっているか。

長寿課長 重油の量につきましては、昨年度、重油タンクの設置がえを行いまして、月々ですね、給油量、それから消費量については細かく見て、前年度あるいは前々年度、あるいは前月との給油量の違いというのをセンターの所長、それから私どもでチェックをし、特に何か異常があった場合はそれについて内容を確認するというふうにしております。本年の2月までの重油の給油量ですが、本年度分で3万1,300リットルということでございまして、平成20年度4万7,000リットル、平成21年度の5万2,000リットル、そういったものに比べますと、適正な、適正量については、済みません、適正ではなくてですね、例えばそのように月々チェックをしていると、そういった現状でございます。

永田公由委員 さっきのその土砂の取りかえの関係ですけどね、これは、専門の業者の依頼を受けてやるんだけど、結局その重油が流れ出たことによって目詰まりを起こしてるから、取りかえて、また重油が出てくる、出すと、こういうことでやるわけ。

長寿課長 ずっと24時間あそこでもって、集油・集水槽におきましてポンプで水をくみ上げて、それを最終的にはみどり湖に流しているわけですけども、水の地下水の流れが起こりますとですね、そこにスラムなどが土砂に付着をしているのが一つの原因ではないだろうか、そういった見通し、そういった見込みを、そういったことが考えられるということで、今回上げさせていただいた、そういったもので。そうすると、取りかえることによってどの程度ですね、重油の回収がふえるのかっていうのは、ちょっと未知数な部分はございますけれども、1つ、少なくなったっていうものに対する原因として考えられるという提案を受けましたので、予算化をさせていただいたということでございます。

委員長 ほかにございますか。特にこの件に関して。

金子勝寿委員 まだしばらく収束はしないということで、一般的にこういう事故は大体15年程度はかかるっていう事例が多いものですから、その辺のところは、とりあえず工事してみようというところですか。

長寿課長 どの程度ですね、経過観察を進めいく期間をみるべきかというのはですね、しっかり明確な目標があるわけではないんですけども、ただですね、いずれにしてもこのみどり湖の水というのは、農業用水としても使われておりますし、それから、塩尻市の大事な観光資源でございますので、今後ですね、経過観察をしながら、期間についてはまた議会の御意見を伺いながらですね、私ども検討してまいりたい。そのように考えております。

委員長 私から1点お願いします。東地区、また土地改良区に対して説明をしていただいたということであり

ますが、その説明会で、地元の方から要望なり意見が出たかと思うんですけども、その内容についてお願いします。

長寿課長 御説明をする中ではですね、私どもとすれば、何かあったらとにかく即座に対応したいという御説明をする中では、引き続きお願いをしたい、そういった内容でございました。

委員長 じゃあ特に地元の方から意見なり、要望なり、今後の方針を確認するとか、そういうことはなかったですかね。

長寿課長 特に新たなものということではお話はないものですから、従来どおり継続してまいりたい、そういうふうに考えております。

永田公由委員 この臨時職員の賃金が載ってるんだけど、先ほどの説明だと、社協から今まで派遣されてた職員が、ことしはないということ。

長寿課長 そうです。結論を申しますと、社協から1名、人件費は社協持ちで派遣をされておりました。その分につきましては、当初社協から1年間は、委託から直営に移ることの事務引き継ぎも含めまして、1名は派遣をしてもらえるということで提案いただいた中ですけども、平成24年度については、そういったものは当初の1年間ということでございましたので、その分はなくなるという、社協からの派遣はなくなったということでございます。

永田公由委員 そうすると、それで、この重油漏れの、言ってみればおわび料は1年で終わりと、そういうこと。

長寿課長 おわび料と言っているかはわかりかねますけれども、社協からの派遣というのは本年度でおしまいということでございます。

永田公由委員 本来ならね、5年くらいは来てもらってもいいような気がするんだけどさ。三溝課長、えらいものわかりがよくないか。

長寿課長 考え方としていろいろあるかと思いますが、今回の指定管理というものにつきましては、管理者の責任もございまして、指定管理者の責任もございまして、それを指導監督すべき市の責任もあるというふうに考えておまして、1年間ということで了承しておりました。

永田公由委員 本来だとね、感情からいくと、やっぱりさっき言ったようにね、重油が何リットルも多く漏れててさ、わからないでいるっていうことは、それは指定管理者の責任というのは大いに多いと思うだよね。それが1年で終わるってのはちょっと、あんまり感心したことじゃないと思うけどさ、樋口部長、どうですか、その辺は。

福祉事業部長 去年1年間いろいろ考えながら、また議会とも御相談し、御議論いただきながら進めてきまして、今の三溝課長が申しましたように、やはり管理する市側にも責任がありますので、1年間ということで了解をしてと言いますか、そんなことでお願いしたいと思います。また、今後の社会福祉協議会につきましては、やはり指定管理を受けているということで、常々所長会議でしっかり管理して欲しいということをお願いしてございますので、そういった意味で、社協はまた厳しく指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

中原巳年男委員 今の138ページの中に、消防設備点検委託料はわかるんですが、施設設備点検委託料って

というのはどのような内容の点検をするのか。

長寿課長 こちらにつきましては、ボイラーの点検、それから電気設備の点検、それから自動ドアの点検、そういうものが入っております。

中原巳年男委員 先ほど課長のほうからね、月々の燃料の使用量のチェックはしてるってことですけども、ずっとこの設備点検委託料ってのは出てるので、やっぱりこの辺のところについても、点検をする業者に、今までのそういった重油漏れの件も含めてね、配管等々のチェックっていうのをどういう形でやってたのか、もう以前の話ですけども、今後やっぱりこういう点検の委託をする場合にはそういうことも含めて、築何年でどうのこうのっていうようなことも、やっぱりこちらの点検を委託する側としてチェックをしていく必要があると思いますので、今後の改善の中にそういう項目も加えておいてもらえばより安全になるのかなと思いますので、その辺は今後対応を考えてお願いしたいと思います。

委員長 要望でいいですね。

鈴木明子委員 重油漏れ事故のあった当時は休館していたっていうようなこともありまして、その後再開した後、利用者が減っているっていうようなこともちょっとお聞きしたかと思うんですけども、利用者の状況は今どんな感じでしょうか。

長寿課長 利用者の状況でございますけれども、昨年の1月から入浴施設の再開をしたところでございます。昨年度、団体も含めましてですね、一時、暖房、入浴施設は利用できないということも含めまして、昨年度は7,480人。本年度はですね、2月までの時点で1万3,894人。1日平均約55人の御利用でございます。この人数をですね、平成21年度と比べますと、平成21年度は年間通しまして約2万4,000人の方が御利用いただいておりますので、利用者が全体として減っている。そういったことは、確かにそのとおりでございます。利用者がどちらに行ったのかということも、私ども考えておるんですけども、まず、社会福祉センターの入浴施設が利用できない時にですね、利用者の方は、一部みどりの郷でありますとか、ほかの老福にも流れておまして、そのまま、そちらがある程度気に入ったということもありまして御利用いただいている。そういったことも要因としてあろうかというふうに考えております。

委員長 この件に、もしなければ、ほかの点でありましたらお願いします。

鈴木明子委員 110ページ、市民交流センターの水曜日の連絡通路から入って行けるようになるっていうので、前にお聞きした時はなかなか難しそうだったわけですが、検討していただいて試行ということですが、その辺考えていただけたっていうことでよかったなあと思うんですが、2階へは降りて行けないけども、3階以上はその連絡通路から入って行けるっていうことでいいわけですか。

総務課長 はい、そのとおりでございます。基本的に4、5階があいてる日ですので、連絡通路及び、1階からももちろんエレベーター、階段で上がれるようにいたしますが、3階経由でも行けるようになるということです。

鈴木明子委員 水曜日が1階部分が休館になっている時にね、交流センターの駐車場にとめると、こうぐるっと回って正面からしか入れないっていうようなこともあったりして、4階の利用者の人たちなどから、連絡通路を使って市営駐車場から直接入れるようになっていうのは、やっぱり大きな要望だったと思うので、試行ということであるかと思うんですけども、いろいろ工夫をしてより使いやすい施設にしていっていただきたいなと思います。

委員長 はい、じゃあ要望ということで。

金子勝寿委員 108ページの市民交流センター費の中で、一般職員手当119万円減額になっている、これ職員給与費の一般職員手当2,428万1,000円。なってないですか、前年比。

委員長 減額の理由ということでもいいですか。

金子勝寿委員 理由、手当だけです。人数変わらないと思うので。

総務課長 これ、私どものところだけのことでないんですが、基本的に今回の職員給与費関係は、前回の人勧を反映させた上での改賃をしておりますので、総じて減額ということになっております。

金子勝寿委員 そのあとの営繕修繕料はみんな増になっているが、これは水曜日の関連ですか。

総務課長 営繕ですので、基本的にはもう3年目ということで、予算的に幾らか何が起きててもという準備をですね、しておかなければならないという計画をしておりますが、今、意識してますのは、音楽練習室の戸の関係をですね、ちょっといくら何かできないかなということは思っております。水曜日の関係は、修繕は関係してありません。

金子勝寿委員 音楽練習室は、いわゆる音漏れの話ですか。

総務課長 はい、そうです。

金子勝寿委員 110ページで、先ほど説明の中で防犯カメラっていう話がありましたかね、警察のほうから言われてるっていう。防犯カメラ。設置したい意向の理由、経過、ちょっと説明していただけますか。

総務課長 ちょっと新聞にも載ってたんですが、自転車の窃盗関係ですね。今、防犯カメラのシステムは4つ持ってるんですが、全部館内向きで作動させておりますが、実は警察官がちょっと一部に入ってますね、監視するというようなことも、実はここ一時的に行われたりしたんですが。そういう中でですね、ちょっと外向きのカメラを設置してくれないかという要望書が出されて、うちのほうでも検討してですね、ちょっと最近盗難、具体的にだれがどうだって話をお聞きするわけにいかないのあれですが、最近ちょっと下火にはなっているようではあるんですが、やはり多くの人間が集まるといんなことが起こるといことで、要望があったもんですから予算化したしました。

金子勝寿委員 ちょっと理解が進んでなくていけないのかもしれませんが、設置するのは外ってことですか、中。

総務課長 外向きということですよ。駐輪場が今ございますが、そこに向けたカメラを設置したいという。

金子勝寿委員 公の施設で防犯カメラ設置してる例ってあるの、市の抱えてる施設で。なぜ聞くかって言うと、プライバシー権に当たるわけですよ、一応基本は、撮るっていうことは。なので、本来はきちんとした条例の設置とかをして、一定の制限、例えば記録はどのくらい残すとか、そういうことは、管理上ルールを決めてから設置っていうのが一般的かなと思うんですが、その辺の事例があるのかなのかっていうところ、その辺まで考えてるかどうかっていう。まあ基本的人権にかかわるとか、そういう難しいことは言わないですけど。ルール決めは必要のかなとは、公の施設に特に置く場合は。

総務課長 設置に関して条例云々という準備はしてませんでしたけど、そもそも個人のプライバシーにかかわるものですので、出さないのが原則ですので、まず第一的には、うちとしては抑止力なんですね。あるというだけで違うものですので、同時にそれをもってどうこうということはなく、実際にそれがですね、録画でもって役

に立ったかは、ともかくとして使われたのは、事件性がある事例に入った時だけは使われておりますが、それ以外は私どもも見ることもございませんし、基本的には、個人のプライバシーを犯すような運用はしないということでやっております。

金子勝寿委員 その辺よくルール決めをしていただいて、記録の期間とかきちんとして適正なものにしてもらえればいいと思います。ほかの方に譲ります。

森川雄三委員 今、3階をね、休みの日に開放するというか、というようなお話なんだけれども、そのためにいろんな、シャッターつけたり、いろいろ設備もしたり、さらに市民サロンみたいなものをつくるとかというようなお話だね、先ほどの御説明では、

〔「サロンはある」の声あり〕

森川雄三委員 ある。まあ、そこら辺に対する、あれ、いわゆる人員配置というものは別にしないわけですか。今現在、それをやることによって余分に人がいるとか、そこら辺は、

総務課長 あそこは事務室のない空間でして、人がいないという状態はつくりたくないということですね、3階に臨時職員ですが1人常駐という日にしたいということで、先ほど臨時職員賃金のところでちょっと説明させていただきましたが、1名増員ということを考えております。それとですね、臨時職員ですので、実際のトラブル云々ということがございます。その時に対処するというわけにはもちろんいきませんので、基本的には商工課と連携してですね。1つの連絡先は商工課、それからもう1つは、警備員が現在水曜日は1名体制でやっております。ほかの日は全部2名体制なんです。1名体制ということは、下の警備員室に常駐していなければならぬという状態になりますので、これも、施設管理委託料のほうに若干その費用を上乗せさせていただいておりますが、警備員を水曜日も1名増員して、この増員された1名につきましては、警備員室のほうでなくていわゆる館内の警備業務、こちらのほうをメインに、中を歩いたりですね、そういうことをしてもらうために配置したいということで、それを0.5と例えばするならば、1.5人、あそこでだれかが見ているというような環境をつくりたいというふうに思っております。

森川雄三委員 いわゆるね、休みの日に自由通路からそれをあけることによって、どういうメリットがあるのかという点はどうなの。

総務課長 一つには、先ほども出ました連絡通路をですね、使わせてほしいというのが1点、開館当初からございました。建てる前にですね、まちづくりの活性化のためにつくる建物なんで、連絡通路で上を人が歩いちゃうのはいかがなものかというような意見もあったりしましてですね、いろんな議論の中で、水曜日は連絡通路も含めて閉鎖するというようなところに一回落ち着いてるんですが、実際あけてみますとなかなか、通らせてほしいという意見が多くございました。あそこを通りますと、3階をどうするかということが非常に大きな問題で、要するに3階のどこでも自由に行けてしまうという環境をできれば避けたかったので、工事的に通路をつくるかですね、いろいろな検討を重ねてきたんですが、どれもなかなか費用が多くかかりすぎたりですね、あるいは防災上の観点から許可がされないというケースがあったりとかですね、いろんなことで、なかなかうまくいかない中ですね、一部ちょっと、こことここをなんとかロックして人を最小限配置することでいいのではないかと。それをすることで、逆にですね、単に通路としての3階ではなくて、今3階、本当に朝から晩までいろんな皆さんに使っていただいておりますので、商店街等に来た方もですね、3階に来てちょっと一休みしてもらったり、学

生さんたちも来るかもしれませんが、そういう使用に供して、もう一步前向きにですね、ただの通路としてではなくて使ってもらったらどうかと。行き着くところであるなら、学習室も、お金のやり取りが発生するものではないので、あけようかというところが一応、試行の内容でございます。

永田公由委員 これ、3階をね、開放するということによって、いわゆる人件費とか警備委託とか含めて、大体どのくらいの増額になりますか。

総務課長 一応ですね、予算はですね、警備それから清掃を委託する部分ですが、これについては94万5,000円です。それから人件費、先ほど1名増ということですが、これ、水曜日1日だけの話なんです、水曜日1日だけ来てくれという雇用は不可能だと思ってますので、一応月15日のですね、臨時雇用をしたいと考えてます。これが85万円ですね。それから、一応これは試算ですが、光熱水費として一応予算上130万円の計上をさせていただいております。

永田公由委員 それと、いわゆるね、先ほどから出てるように、臨時職員だけでは対応できないというようなことで、今いる市民交流センターの総務課なり支援課から、職員が水曜日に出勤しなきゃいけないっていうような状態にはならないんですか。

総務課長 私どもも初めてのことなので、実際はですね、7月で、すぐに夏休みになりますので、多分これは結構な使用があるだろうということを推測しますと、いきなり初っ端からですね、臨時職員さん頼むよってわけにはとてもいかないだろうと思ってますので。始めはちょっと私どももですね、交代で様子見ということには、どうしてもやっぱりあられるかなあと思っております。その様子の中で、この運営なら臨時さん1人でいけるのかなとですね、そんな判断をしていきたいというふうに思っております。原則、職員が常駐するという試算はしたくないと。そうでなくても平日のですね、勤務形態がばらばらでですね、なかなか集中的にいろんな議論をできない状態になってますので、さらに水曜日まで割って職員が散るということは、できればしたくないというふうに思っています。

委員長 関連でありますか。

鈴木明子委員 110ページのところで、備品購入費で、また予算組まれているわけですが、さっきお聞きした中には入ってなかったんですけども、5階の、何ですかあれ、イベントをやったりする。

〔「イベントホール」の声あり〕

鈴木明子委員 ホールですか。あそこのいすの改良については、俎上には上がったんでしょうか。

総務課長 以前委員さんから御提案いただいたことは忘れてはおりませんけれど、なんせまだ買ったばかりのものなもんですから、ちょっとあれをですね、捨てると言いますか、お役御免というわけにはちょっといかないかなというふうに思っておりますので。使用される方が女性ばかりでですね、手がほしいというような時は、ちょっと職員に声をかけていただいてですね、私どもお手伝いいたしますので、しばらくはちょっと使いたいかなということで、よろしく願います。

中原巳年男委員 今度ね、商工会議所の建議でも何回かお願いし、建議書にも載ってきて、3階の水曜日開放ということで、4階に民間の施設もあるので、やっぱりそういう点では市の商工課もあたりっというので、非常に水曜日の利便性がよくなるんで助かりますし、そんな中で、110ページの交流企画イベント開催委託料90万円っていうのがあるんですが、どんなイベントを考えているのかっていうことは、どうでしょう。

総務課長 これにつきましてはですね、通常のイベントは、むしろ講師謝礼のような形で5項に盛り込ませて、企画を打つわけですが、この件につきましては、今年度夏にですね、NHKの下請けと言いますか、NHKエデュケーショナルという会社が、NHK番組の科学大実験という番組がありまして、その番組を持ってきて、映像と科学実験を兼ね合わせたイベントを開催していただいているんですが、それをですね、ちょっとこれは、塩尻市ならではのちょっと特色的にやっています理科読という、理科の本を読んでもらうための読み聞かせとか、そういう理科実験を交えたサイエンスショーとかっていうことを、結構子供さんたちが喜んでいろんな形で参加してくれてるものですから、その委託料として、今回はNHKとの共同作業の部分として委託料として計上しております。

中原巳年男委員 やっぱりこの一番下のところの木育フェスティバル、去年やってね、非常に評判もよかったし、かねがねお願いしているウイングロードビルとの、やっぱり共同で何かの企画をしてもらっていう中では、この90万円というのは非常に不足かなあとということで、やっぱり交流センターとウイングロードビルが共同で何かの事業をやってくつていうのをね、今後、予算化してやっていただければなということをお願いしておきます。

委員長 要望でいいですかね。

金子勝寿委員 例えば講演会とかは、リクエストとかはある、受けつける仕組みになっているんですかね。だれを呼んでほしいみたいな、市民の人の。

総務課長 これは、結構市民の方はいろんな声を寄せていただいていますので、私どもそれは、むしろそういう声っていうのは、うちがやれてないから声が上がってると思ってますので、ぜひほしい声としていただくようにしております。ここでいつ来てくださいとか、そういう具体的な形にはとっておりませんけれど、今メールだの、手紙だの、紙も置いてあったりするものですから、そういうことでいろんな形で来ますので。

金子勝寿委員 いいです。

委員長 よろしいですか。

副委員長 110ページの黒ポツの上から5つ目の施設等工事のところの御説明で、会議を開かれて、そこに集まった方からの声が上がって、それを反映してるっていうことがあったんですが、そのあたり、どういう声が上がって、どういうものが今回反映されるか、詳しくお聞かせいただけますか。

総務課長 会議、2回開催させていただきましたが、会議を反映したのではなく、会議も、ですね、声として反映させていただいたということで。実際は、私どものところ、使用簿を必ず出していただく中にいろんな声を毎回毎回いただいていますので、そういう意味では大きな、いろんな声をいただいておりますので、やらせていただいているということでございます。会議の中ではですね、一つには、冷暖房の関係がやっぱり、あまりうまく動いてないんじゃないですかっていうのがありまして、これについても若干、備品のほうでカーテンをつけさせていただくとかですね、工事のほうでも若干盛らせたりしていただいておりますが、これも、現在業者のほうと協議しておりますので、最終的にどこへどんな形でつくかはまだちょっと現在進行形ですが、盛らせていただいております。あと、いす、机が少ないというような話とかですね、情報の発信地と言ってる割には、パンフレットスタンドが少なすぎないかというような声もいただいておりますので、そんなパンフレットをですね、ちょっと置く場所も今含めて考えてるんですが、それを集中させてちょっとボリュームを持たせるためにスタン

ドを要求していくとかですね、そんなようなことで、大きなものではございませんけれど、できるところからですね、盛らせていただいています。

委員長 いいですか。

金子勝寿委員 去年まであった、一人親の在宅支援事業ですね、ことして打ち切りになると思うんですが、あそこの施設等はどうするのか。いわゆる残っているパソコンとか。この事業の継続性が、10分の10国から来たからおしまいっていうのはわかるんですけど、あの施設とか、本当に、パソコンも含めて。

総務課長 今おっしゃったとおり2カ年限定事業でしたので、私どもとしては、ああいう訓練やって手当払ってという意味での事業は、私どもというより市としても2カ年でやめるということでやめてございますが、まず、今の備品等については、補助対象備品ということで購入が許されたものでしたので、買わせていただいて市のものということに一応なっております。事業そのものは、約100名の方が2年間継続してスキルを磨きました。その皆さんが、2年で終わりですからはいさよならということではないと思っておりますので、継続的にですね、振興公社のほうで、それは物と人という財産を使ってですね、事業継続していきたいということになっております。私どものほうからは、予算支出ということはございませんが、事業としては商工のほうに移管してということになっております。

委員長 ここで、午後1時15分まで休憩を取ります。

午後0時13分 休憩

午後1時15分 再開

委員長 それでは皆さんおそろいですので、休憩を解いて再開いたします。引き続き質疑を行います。

永田公由委員 112ページのね、共同のまちづくりの関係で、その提案公募事業の補助金があるんだけど、これはなんか見ると、同じ団体が続けてもらうようなのも見受けられるんだけど、補助金については、ある程度期限を区切るとかそういうことが必要だと思うんだけど、これについてはそういうものはないんですか。あくまでも提案されたものが妥当であれば、補助金をつけるという考え方ですか。

市民活動支援課長 要綱の中で、2年継続までは認めております。ただ、事業補助金ですので、事業の内容が違えば、同じ団体が違う形の事業を提案いただいているっていうケースは見えますので、表から見ると、同じ団体が何度も受けているというふうに見られるんですけども、事業としては2年継続まで認めていて、3年以上はという形で要綱の中で決めています。以上でございます。

委員長 いいですか。

金子勝寿委員 128ページのふれあいセンター洗馬の指定管理料に関して、ちょっと数字だけ49%減、入浴で50%減ってということもあったんですが、200円、料金を貸し出して、こだけ減ってくると、前年度の予算設定の中では、指定管理料の中からいわゆる料金収入の分はいわゆる相殺するみたいな説明があったと思うんですけど、その辺、指定管理料は変わってないけども、利用者数が減った分の金額とかはどうするのか、もし言ったことが違ってたら、また説明を含めて。

福祉課長 今の指定管理料のことなんですけども、当初、回数券だとか買っていて、入浴料と言いますが、使用料を650万円というふうに見込んで、それと合わせて指定管理料込みで4,300万円ってことで、

社協が受けてます。その中で、現況でいきますと、3月末に、大体530万円から540万円くらいの収入で終わるのかなと思います。その中で、3年間は精算はしましよってことにしてあります。また、水道光熱費って言いますか、そっちのほうも当初は80%くらいという積算をしまして、そちらのほうは大体、水道光熱費は、計算してみますと、当初予算と言いますか、昨年度の大体80%くらいということで大体光熱費のほうは同じくらいになります。ですので、残りの本体の精算をどういうふうにするかということで、先日も社協と話したんですけども、精算をする中でまた考えましようということになっています。当初、若干、備品等の購入で組んであったものがあつたもんですから、それが安くなるだとか、そういうようなことをきちんと教えていただく中で精算をしていきたいというように考えています。

金子勝寿委員 結構です。

森川雄三委員 有料になったわけですね、今のところが。その有料になった部分というのは、市の収入ってことじゃないの。じゃなくて、あくまでも指定管理者にあげちゃうと、そういう意味ですか。

福祉課長 指定管理者の収入ということでしています。

森川雄三委員 それはあれかね、それじゃあ、指定管理者は今までよりか管理料ってというのは安くなっているのかね、当初で。

福祉課長 今年度の予算の中で、前の年度よりもおよそ300万円くらい安く指定管理料を出してあります。

森川雄三委員 それとこの自動車借上料、これはどういうの、この130万円は。

福祉課長 これは、ふれあいセンターで利用していますマイクロバスのリース料になっています。

森川雄三委員 それはそうだが、これは指定管理者と関係ないってこと。

福祉課長 ええ、市でリース料払って、ふれあいセンターで事業をやる時に、その車を使って人を集めてくるわけです。その時に使っています。

森川雄三委員 だから、それが、市が払わなきゃいけないってことだね。

福祉課長 当初からそのような計画でやっています。

森川雄三委員 ちょっとわからないな、意味が。

金子勝寿委員 もう一回。

森川雄三委員 まあいいわ、ちょっと、まただ。

中原巳年男委員 同じくふれあいセンター洗馬ですけども、有料になったことで全体の利用者数は減ったと思うんですが、風呂を利用するってことじゃなくて、全体にその施設を利用する人数ってのは、前年度と今年度では大きく違いがあるかどうか。

福祉課長 先ほど、お話の中で、全体の利用が3万1,000人、それと入浴者数が2万7,000人くらいで3,000人なんですけども、これもやはり前年度の大体6万と7,000人、それと6万3,000人というくらい行ってるんですけど、そういうことで大体、去年と今年においては、入浴以外、例えば地域の講習会だとかに使う人数というのは横ばいという状況です。

中原巳年男委員 そういうことになれば、このふれあいセンター洗馬の施設ってというのは有効に利用されてて、今まで入浴無料だったのが、何て言うのかな、都合よく利用する方が多かつたってことだと思うので、有料にしたということはいいかと思うんですが、その中で、やっぱり有料の中、私は入ったことないんでわかんない

んですけども、魅力的なお風呂だというふうに話は聞くんですけども、それだけの、そこを利用する人、講習とかそういうのを利用する人も同じように入浴料を払って利用するってということですか。

福祉課長 この施設につきましては、普通の施設と言いますかは無料で利用をいただいて、入浴時のみ200円を負担していただくと。光熱水費相当額を負担していただくということで、去年お願いしたものです。

中原巳年男委員 当然、開館日のお風呂を沸かしてるってということについては、光熱水費ってのは同じだと思うんですけど、何人入ってもそんなに変わらないと思うんですけど、そんな中で、今の入浴料が入ってきているものと指定管理料を、今年度300万円くらいですか、安くしたということですが、例えば来年度、例えば有料の利用者がふえたとか減ったとかした場合には、翌年度の指定管理料にその辺を加味して変更するっていう形になるわけですか。

福祉課長 今年度ですけども、詳しくお話しすると、市の指定管理料を3,499万5,000円、これは変わりなくお願いするところです。それと、当初、入浴に関しましては650万円ということで、社協の予算では4,149万5,000円っていうものをかけました。今年度の状況を見る中で、来年度、社協では、この入浴に関する収入というのを大体480万円で見積もってあります。その中で、どのようなものを減らしたかということなんですけども、例えばパートさんの事務賃金といいますか、お風呂番をしてるわけなんですけども、その方々の効率化を図って200万円浮かすとか、そのようなことによって、今年度は、済みません、来年度の社協の予算では、480万円の収入と合わせて、その市からの指定管理費で賄っていきたいというふうに、予算書ではチェックさせてもらいました。

委員長 ほかにございますか。

福祉課長 また、3年間は精算ということですので、次年度の状況、やはり入浴の状況が上がり下がりあると思いますので、3年間は精算ということですので、平成23、24、25年は3年間は精算というふうに。

森川雄三委員 その上のね、地域福祉推進事業の中のささえあいマップ、なんかさっきの説明では、いわゆる事業を明確化するために分けたと聞いたんだが、ちょっとわからんが。現在どうなの、そのささえあいマップ、大体何区くらいができあがっていて、その活動状況といったものはどんな形になっているのか。

福祉課長 現在はですね、ちょうど24区でそれぞれ取り組みだとかをしております。その中で、やはりまだ、このふれあいのマップというのはつくって終わりじゃないものですから、毎年毎年更新をしていくということがあります。ですので、つくった既存のところには、またお伺いして更新の指導をしたりだとか、またやってないところは、新しく説明会等を開いて進めていくことになるんですけども、平成23年度においては、24区で取り組みがなされているという状況です。

この地域ささえあい事業委託料ということであったものですから、委託というのは、市からのこの事業をやってくださいねという委託。それと、財産管理等は社協の事業としてやっているのに対しての補助ということで、きちんと分けたほうがいいんじゃないかということで、今回分けたものです。

森川雄三委員 あんまり意味がわからんけども、このマップづくりの事業を委託しているところは、社協で委託をしているでいいんだね。それで、社協が地域に入ってマップづくりを推進しているという、そういう理解でまずいいんですよ、理解としては。

福祉課長 はい。

森川雄三委員 よきゃ、うんくらい。

福祉課長 社協とともに市もやはり地域に入っていけないと、それぞれ地域福祉の推進ということはできないものですから、福祉と社協と、それと消防とか、また地域づくり課も場合によっては一緒になって地域に入っていくということになります。

森川雄三委員 まあ、いいです。あのね、要は言いたいのは、まだ2、4区くらいっきりで、いわゆる、まだまだいっぱいつくってないところもあるわけだよね。これ、確かにつくったっていうお話も聞くけども、今言うように、ことしつくりゃ、もうそれで一生いいわってもんじゃない。毎年きつと支える人だっていなくもなっちゃう場面もあるし、年寄りもふえていくってことになりゃ、地図自身がね、確かに更新してかなきゃいけないとも思うんだけど、さあそれじゃあ私の地元で考えた時に、マップをつくっているかといったら、さあ、どなたがみてるのということになるわけ。それはそれじゃあ、区長さんがみているわけ。例えば民生委員さんがみているわけなのか、消防団の人がそれを把握されているのか、そこら辺はどうなんです。

福祉課長 それはやはり今の状況ですと、まだマップの大きなものは、やはり区長さんだとかが引き継いでいるという状況になります。でも、本来でしたら、その地域ごとと言いますか、常会ごとのマップをきちんとつくる中で、それを常会長さんが引き継いで、情報保護のこともありますけども、それぞれ引き継ぐ中でいざという時にきちんと役立つような方法が一番いいと思うんですけども、やはり多くの区では、区長さんが一回つくったマップを保存して引き継いでいるというのが多い状況です。

森川雄三委員 いわゆる引き継いでいるだけで、周りの人がそこまで本当に理解しているかとなると、おれ、どうも理解していないように見えるだよね。どなたが何かあった時に助けてもらえるかっていうことは、ある程度地域でもしっかりとしたコンセンサスなりコミュニケーションを取ったりしなくきゃ、その地図だっで見せてもらわきゃ、どこにだれが寝ているかってわからない場面だっであるんですよ。

そこら辺へ、いずれもっていくことももう少し考える必要がある。ただマップづくりだけ推奨、これは必要だから推奨することはいいけれども、その先をもう少し指導していかなくゃいけないんじゃないかと、おれは思うんだけど。まあ、いいわい。要望しておくで、一つ、そこら辺まで進めていってほしいと思います、ぜひ。

福祉課長 済みません。はい、一層の推進を図るということで、一回つくっただけではなくて。

森川雄三委員 そうだね。

福祉課長 次のマップをきちんと更新できるような体制づくりということ、また地域に図って行きたいと思えます。

森川雄三委員 お願いします。

福祉課長 それと、やはりどうしてもとりかかりにくいという区があります。ですので、それはどうしてかという、やはりどうやって情報を集めてきたらいいのかということで区長さんが相談に見えることがありますので、その点も次年度はモデル的なものをつくる中で、進んでいる区と進んでいない区でどのようにこれから取り組めばいいのかということで検討していきたいと思っています。

中原巳年男委員 今のね、ちょっと関連するんですけども、高齢者の生活支援事業という中で、高齢者等安心・安全支援カードというので、冷蔵庫のところへ張るのをつくるというような話がありましたけれども、最近よく報道されていて、全国的にも取り入れられて来ているという中で、飯山市のモデルありますよね。このカードの

ほかに玄関のところにリングを出してあるとか、そういった方向まで検討して進めるという考えはいかがでしょうか。

長寿課長 今お話のようにですね、その安全・安心支援カード、あるいは、冷蔵庫にボトル型のものを入れたもの、そういったものを設置している御家庭の玄関のところに、そういったものを掲示するということをやっている自治体もございます。今回の予算の中ではですね、そこまでちょっとまだ入れてはなりませんけれども、今後、その示し方についてはですね、どのようにやっていくかはまた今後検討していくことになるかと思えます。

中原巳年男委員 やっぱりささえあいマップっていうのが、そんなに全戸に配布するとかそういうものじゃないと思うんですね。ですから、そういう中で、本当に隣近所の人たちが、高齢者世帯あるいは一人老人世帯の生活状況を把握する中でいったら、こういうのが出てたら、昼間出ている時は元気だよと。それで、夜になっても電気もつかないし、そのリングが出っぱなしになっている時はっていうようなことらしいので、それほど費用のかかるものではないと思うんですね、これ自体。何かボランティアでだれか、わかをつくっているんですね。それを配っているというような話を聞いていますけども、ぜひその辺も含めて、せっかくマップができている、例えば区の役員の人だとか民生委員の人たちが持っているだけで、隣の人はその状況を知らないということもかなりあると思いますので、そういった形で地域住民みんなが把握できるような方法というのも考えていく必要があると思いますので、その辺についての対応はできるだけ早くお願いしたいと思いますので、どんなことでしょうか。

福祉課長 今、お話があったように吉田のある区では、例えば表札のところに札を出す、何か災害があったら札を出すというのを、忘れてしまったんですけど、塩尻でもやったところがあるようです。そういうようなところを参考にしながら、マップで要援護者、マップ化する時にはそれらのものをお配りする中で、私は元気だったよ、まあいいよ、っていうことは表札の横にでも出してもらえるような、そんなこともあわせて考えていきたいなと考えています。

金子勝寿委員 136ページの敬老行事補助金、一番下のところですね、1,600万円、これ、一部の区長さんから言われたんですが、この補助金の支出、使途の基準で、いわゆるこの懇親会というかですね、の部分が大きいと思うんですが、それ以外の使い方みたいなのは別に各区で判断していいのかなのか、いわゆる補助金のいわゆるお金の使い道について何らかのルールがあるのかなのか。要するに、もっと言えば、ほかのところへ、今までは飲んだり食べたりで使うケースが多かったんだけど、ほかの事業とかに使う。敬老会行事以外にも何か勉強会とか、そういうのにも使えないのかっていう提案をいただいたんですが、そういった場合、可能かどうか。

長寿課長 敬老行事補助金の使途とすればですね、今のお話がありました敬老会をやった時の食糧費でありますとか、あるいはその時に何らかの研修、講師を呼んで、講師あるいはレクリエーションの講師のようなものをお呼びしてその人たちへの謝礼、それから、記念品として敬老行事に参加できなかった方に紅白まんじゅうとか記念品などをお配りをして、それを配る中でお元気を確認する。そんなような使途があると、おおむねでございます。それ以外の使い道に関しては、敬老行事という趣旨にあっていれば、御相談いただければ、その時点で考えてまいりたいというふうに考えております。

森川雄三委員 全然関係ないが。108ページの人権の関係なんだけど、さっき話を聞いておって、いっと

う最後の犯罪被害者支援センターというのがあるじゃんね。これは、実態的にどういうものなのか。この間の報道でも光市の旦那さん、えらい本当に最たる被害者だと思うんだけど、最終的にはああいう結果が出たわけで、それを望むわけじゃないけども、ああいう要するに被害者に対してどこら辺までフォローをしてもらえるかみたいなのかとかです。まあたかだか13万円ばかりの補助金で、そんなに大きなものじゃないとは思いますが、どの程度まで支えていただけるのか、そこら辺の実態ってものはどうなっているんです。他の市町村の場合。

男女共同参画・人権課長 実際、どんな事例があるかということまでは公表はされないものですから、県内あるいは塩尻でどんな事例があったというのは、ちょっとお答えできないんですけども。そういった意味で、この団体は民間の団体でありますけども、全国的なネットワークもございます。こういった犯罪被害者で精神的なフォローですとかね、あと今後の手続き、裁判、警察への届けとか。そういったようないろんな支援や相談業務等を行っているというふうに把握はしております。ただ、この犯罪被害者等基本法ということは、数年前にできた法律でございますが、この中にもこういった民間の支援団体への支援という項目もございます。それに基づきまして、県下、県内の市町村等はほぼ支援をしているという内容でございます。

森川雄三委員 これ、場所はどこにあって、例えば本市でも利用されたとか、そういったことはあるんです、今まで。

男女共同参画・人権課長 本部は、長野県に関しては長野市に置いてあります。先ほども言いましたように、どこでどのような事例があって、本市にかかわってどの程度の相談があったかというのは、公表されておられませんので、ちょっと把握しておりません。

森川雄三委員 そうすると、ほじゃ、被害者は知ってなきゃいけないってことだよ。例えば市役所の中でそういった説明というか、そういうことを公表してなければ、被害に遭った人は、どういったところでこれを、知らなきゃどういふ状況になるわけ。いわゆる公表もされないし、行政としてもそういうことがあったかどうかからんということになると、被害に遭った方はだれを頼りにそこへ行ったわけですか。

男女共同参画・人権課長 こういったパンフレット等もその支援団体でつくっております、県の広報、あるいは市町村の広報でも行っております。また今年度も塩尻市の広報の中でも、12月1日号の人権の関係の特集の中でも御紹介しております。連絡先になりますけども、今、長野市に本部がありますけども、そのほかに松本市にも支部がございます、ここでも相談業務等を行っております。これについては、全国的にネットワークもございますので、そういったところでホームページ等もございまして紹介しております。また、市村にかかわる警察署が中心となって受付等を行っております。もちろん市でも相談があれば、こういうところへ御相談をするという内容になっております。

森川雄三委員 はい、いいです。

鈴木明子委員 132ページの障害者福祉サービス給付費というのがあるわけですが、この中で、この説明の中で、一人一人に対しての利用計画を立てていくんだということが言われましたけれども、その計画を立てるのはだれが当たるのか。だれが計画を立てるか。

福祉課長 これは次年度からになりますけども、市内に特定指定相談所というのを出す、例えば社協さんとか、春の小川さんとか、てくてくさんとかがそれぞれ研修を受けた中で、指定相談所の指定を受けます。その中で、該当する、今でしたら大体300人強の者に対して3年間、1年で全部できないものですから、3年間

の間にそれぞれ計画を、利用計画を立てていくということになります。真っ先は、施設に入っている者を真っ先にしまして、その後、在宅で複数サービス利用を利用している人を優先的に順次300名の者に対して、その指定相談所が利用計画というものを立てます。

鈴木明子委員 済みません。そうしますと、3年間かけてということですので、順次ということですが、これを立てることによって、対象になった障害者の皆さんは今までと違ったサービスが受けられるとか、サービスが受けやすくなるとかってというような、何かそういうメリットと言いますか、そういうのがあるんですかね。

福祉課長 やはりサービスを受ける時に、その者にとって本当に何が必要なのかという相談支援体制というのがきちんとできるかと思えます。それに基づきまして、この人にはどのようなサービス給付をしていったらいいのかということが、一人一人立てることができますので、障害がある人の一人一人が自分の必要とするサービスを、それぞれ数多くの中から選んでその人らしく地域で暮らせると。そのようなことができたらということで考えています。

鈴木明子委員 そうするとですね、130ページにある地域生活支援事業給付なんかの見直しというか、適正化というか、そういうようなことにつながるということですかね。

福祉課長 このサービス利用計画につきましては、このサービス給付と、前のところにありました地域の地域生活、これとあわせて使う者に対してありますので、その者に、地域生活を使う者に対しても利用計画をつくっていきますので、適正な、その人にあった事業を取り入れることができることとなります。

鈴木明子委員 地域生活支援事業を利用する場合の今の個人の負担というか、そういうものは、介護保険のように負担があるということですね。

福祉課長 これ、当初1割負担ということがあったんですけども、年次的にそれぞれ軽減されてきました。この中で、生保だとか非課税世帯については、もう原則と言いますか、もう無料になっています。その中で、本当にごく14%ぐらいの人になると思うんですけども、所得がある程度ある方については1割を負担しているところになります。

鈴木明子委員 国の自立支援法の改正っていうか、求めてきていて、ここのところが一番ポイントだったかなというふうに思うんですけども、そこら辺は、新年度、平成24年度のところでは、まだ予算とかそういうところに影響がくるというようなふうにはなっていないということですか。

福祉課長 今の関係は、自立支援法で一番の関係は、やはりサービス利用計画をきちんと立てましょうね、というのが今回の、平成24年度には、一番のもとになってると思います。ほかに、例えば、今までの児童デイが、今度、児童福祉法に移るとかそういうこともあるんですけども、市としては、あわせて福祉課でやっていくとかになってますので、ほかにはあまり変わるところはないと思います。

森川雄三委員 130ページのね、要介護の家庭介護慰労金ってのが下げられてるね、先ほどの説明では、また心身障害者の人のほうの家庭介護も下げたっていうようなことで、それぞれに福祉の充実というような形の中で、徐々にそういうものは減らしてもいいんじゃないかというような御説明だったと思うんですけども、ただ、どうなんですかね、やっぱり在宅で介護よりも施設介護のほうへシフトをさせてくということが果たしているのかどうか。単純に考えてですね、私もそうだけでも、国民年金なんてのは月々6万円、年間80万円というような世界の中で、施設へ果たして入れるかといって言ったら、とてとても月6万や7万じゃ入れないような状況で

すよね。そういうことを考えていくとやはり、当然、在宅介護ってということだって、しっかりと充実させていかなきゃいけないじゃないかと思うだよね。何でもかんでも施設へとか、そういうところへっていうんじゃないで、昔ながらのそういう方法というか、親の面倒をみるというかですね、そういう場面も必要じゃないかと思うんだよね。せっかくそうやって面倒を見てくれてる家族がいるっていう中ですね、私は、慰労金を出すから面倒を見るわとか、みないんじゃないけども、少なからずそこら辺を減らしていくっていうんじゃないで、少し逆に充実をさせてくってほうが介護のあり方じゃないかと、おれは思うんだよね。社会的な流れっていうかそういう中では、いたし方ないのかなとは思いますが、その点はいかがですかね。

福祉課長 では、真っ先、障害のほうからお話をさせていただきたいと思います。重度心身障害者の介護者の慰労金の該当者は今85人います。20歳以上が80人の、20歳未満が5人という状況です。今、先ほどもお話ししたサービス給付事業の中であるんですけども、自立支援法って言いますか、今の国の流れとして施設から地域へ生活を移しましょうというのが流れになっています。その中で、例えば療養介護って言いますか、お家でいる在宅の障害者に対して、それぞれヘルパーさんだとか施設で面倒見ましょうよとか、そのような地域で生活する事業というのが充実をしてきているというのが、このサービス給付事業。この今まで例えば、旧法でいきますと、それぞれの施設があるんですけども、そこからそれぞれの在宅で、また在宅でどうしてもできない時にはグループホームで生活をしましょうということで、それぞれ給付の流れがありまして、今回も1億円ちょっとが在宅によってそれぞれ給付費がふえてきているというふうになっております。ということで、障害の部分においては、なるべく施設から在宅で生活をしていただこうというのが、この流れとなっています。

長寿委員 高齢者の方におきましては、在宅を重視をする。と言いますのは、高齢者実態調査を行っても、6割の方が在宅による介護を希望されている。そういうことは私どもも承知をしております。そうした中ですね、介護保険サービス基盤につきましては、特養、あるいは介護つき医療老人ホーム以外の小規模多機能でありますとか、在宅の介護基盤整備も進めておりまして、その中ですね、あとはもう、最終的にはどうしても在宅が困難だってお考えになる方、あるいは息子さんが支援を離れていて介護する方がいないって方については施設を選ぶ、そういうことになってきているのが現実でございまして、介護慰労金の全体としての県内の受給者の動きの中ではですね、よそがどうだからということではないんですけども、既にこの制度自体をやめるところは2市ございまして、どちらかという減額の方、縮小の方で検討されているというふう聞いてるところでございまして。本市におきましては、在宅で介護される方を決して粗末にするということではなくてですね、それ自体大変大事なことだというふうにご考慮をしております。特に低所得の方に関しましてはですね、また介護特会で申し上げますけれども、要介護4、5の方の介護用品を購入できる介護用品券を、若干なりとも増額をさせていただいて、家庭介護、特に市民税非課税の低所得の方に対する介護保険外の給付ってというのはふやしながらですね、対応してまいりたい、そのように考えております。

鈴木明子委員 今ありました介護サービス利用助成事業のところ、月額が1,200円ぐらいアップしたというのは、やはり在宅での負担が大きい部分を支援するっていう、そういうことで計画になったんですかね。この金額、結構大きいかなと思うんですけど。

長寿課長 介護用品券の購入の助成でございまして、介護サービス利用助成のほうは従来どおりでございます。趣旨とすれば、低所得の方で在宅介護をしている方を少しでもそういう部分の経済的負担を和らげると、そうい

った趣旨でございます。

委員長 よろしいですかね。そうしましたら、次に移ります。2款民生費2項児童福祉費から5款労働費1項4目ふれあいプラザ運営費までを議題とします。説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書143、144ページからお願いいたします。予算説明資料のほうは46ページからでございます。2項児童福祉費1目児童福祉総務費ですけれども、説明欄の最初の丸、委員報酬がございしますが、2つ目の中点、嘱託員報酬188名でございます。この内訳ですが、保育士が181名、栄養士が3名、給食調理員が3名、心理士が1名ということになります。

その下の丸、職員給与費9,872万円余でございますけれども、こども課及び家庭教育室の職員分でございます。

その下の丸、児童福祉事務諸経費ですが、こども課関係の事務経費になります。

次の丸、児童福祉事務補助金1億824万円余でございますけれども、公立保育園以外の保育園に対するもので、初めの中点、民間保育事業補助金につきましては、社会福祉法人立の保育園2園、こちらの運営費となります。入園する児童の年齢別の人数に応じて、国で定めております保育単価を算出して支出するものです。

次の中点でございますけれども、認可外保育園事業補助費730万円余がございしますが、こちらにつきましては、市の内外の無認可の施設、こちらに入所する市内の子供の処遇改善、あるいは保護者の負担の軽減を図るもので、市内ではこれまでございませんでしたが、4月から旧小曾部保育園を提案した自然ランド・バンバンが開園となります。こちらでは、予算上は20人の入園見込んでおります。また市外では、従前もございましたが、松本市のキッズワールド、こちらで6人分を見込んでいます。

次の145、146ページをお願いいたします。福祉課がありました。済みません、ページ戻っていただいて144ページのほうをお願いします。

福祉課長 その次のところの児童扶養手当扶助費ですけれども、2億3,100万円ですけれども、18歳までの児童を扶養している方に対して年3回、これは4月、8月、12月ですけれども、前月までの4カ月分を給付するもの。525人に給付する予定となっております。前年度の所得によりまして、それぞれ一部支給だとか、全部支給だとか、全部停止というのがあるんですけども、全部支給では1カ月あたり4万1,550円が給付されます。また、一部支給の平均では3万500円が支給されるということになっています。

次の白丸で、子どものための手当扶助費ですけれども、予算資料では21ページとなります。支給該当となる中学校までの子供の数の現況から9,090人くらいかなというふうに見込んでおります。3才未満は月額1万5,000円、3歳以上から小学校修了前の第1子、2子は1万円、第3子は1万5,000円、中学生は1万円を支給するものです。平成23年度よりも3億6,000万円少ない12億3,052万円というふうに試算をさせていただきました。

次の146ページですけれども、それぞれの子ども手当の支払い、児童扶養手当の支払いに関しますそれぞれの諸経費に対してのそれぞれの事務費ということになっております。

こども課長 続きまして、中段からの丸、保育所運営費でございます。公立保育園16園、こちらの運営経費になります。平成24年度の保育日数は、1年間で293日を計画しているところでございます。説明資料のほう46ページの中段に記載をさせていただきました。入所予定児童数は1,702人、そのほか、長時間保育を

すべての保育園に拡大しますし、一時保育、休日保育、低年齢児保育、これらなどによりまして育児と仕事の両立の支援を図るものでございます。

予算書の方に戻りますが、146ページの説明欄、最初の中点、一般職員給料104人分がでございます。この内訳は、園長が16人、保育士が87人、調理員が1人ということになります。4つ目の中点以下に、臨時調理員賃金、長時間保育賃金、臨時保育士賃金がございまして、それぞれ休暇や休憩の代替保育のほか、早朝、夜間の長時間保育、あるいはパートの調理員などの賃金でございます。なお、給食調理業務、1園拡大いたしますので、調理員の賃金は減額となっております。臨時保育士賃金の下3つに、園医謝礼がございまして、入園児童の内科検診、それから歯科検診を春秋2回実施しているものでございます。少し下がりますが、下から2番目の中点、保健衛生費306万円余でございますけれども、主なものは消毒用の薬品、石けん等でございます。一番下の中点、保育費につきましては、保育活動で使用する折り紙、画用紙、クレヨン等の保育用品ということになります。次の147、148ページをお願いいたします。説明欄初めのところに給食費がございまして、年間の給食日数は284日。こちらの給食、さらにはおやつ食材でございます。その下の給食用消耗品費513万円余でございますけれども、給食食器のほかに、使い捨て手袋、アルミカップ等の消耗品になります。下へ4つ行きますが、食材放射線測定検査手数料75万6,000円をお願いしてあります。保育園給食への安心感を向上させるため、専門機関に食材の放射線量が委託料で上がっているものでございまして、このほか小中学校へ導入される測定器も利用して、測定をしてみたいと考えております。その下9つ下がりますが、給食調理業務委託料8,423万円余。新年度では吉田原保育園、こちらを拡大いたしまして、全体では14園の業務委託をしてみたいです。次の中点、園児送迎バス運行委託料ですが、宗賀中央保育園、それから北小野保育園、楢川保育園の送迎用のバスです。5つ下に備品購入費がございまして、児童の机、いす、保育備品、あるいは調理用の備品を更新するものでございます。保育所運営費は以上でございます。

教育総務課長 148ページのその下の事業でございます。保育所施設改善事業でございまして、保育園の安全ですとか、衛生環境の維持向上を図るための経費でございます。下から2つ目の細節、施設整備工事1,100万円ということで、前年に対しまして880万円ほど増額になっておりますが、内容につきましては、保育園の遊具の改善を計画的に行うほか、片丘保育園のテラスの屋根の改修、あるいは日の出保育園、旧子育て支援センターがございましたところに、未満児用のトイレを改修をしてみたいと、こういう予算を計上させていただきました。よろしくをお願いいたします。

こども課長 続きまして、一番下の丸、育児支援推進事業でございます。地域の子育て支援、そういった施設として保育園、児童館が位置づけられておりますので、そういった専門機能を利用しまして、あそびの広場、そのほか保育園の地域活動、病児・病後児保育事業、子育てショートステイ事業、これらをそれぞれ委託しまして、子育て家庭の幅広い支援ニーズに応えたいものでございます。資料の46ページにも掲載しましたけれども、3つ目のところに、病児・病後児保育事業がございまして、これは桔梗ヶ原病院に委託をするものでございます。

子育て支援センター長 次に子育て支援センター事業について御説明いたします。引き続き149、150ページをごらんください。予算説明資料は41ページです。子育て支援センターは、一昨年8月市民交流センターに移転されて以来、市内外から大変多くの方々に御来場いただいております。今年度末には2カ所の支援センターのプレイルーム及び講座等の利用総数は、延べ3万人余の利用が見込まれております。来年度も、人づくりの

場としての事業を展開していきたいと考えております。

では、予算につきまして主な項目を御説明させていただきます。子育て支援センター事業と言いますものは、主に人による子育て家庭への支援サービスが主ですので、総予算の約9割が人件費となっております。ここでは、黒ポツ1つ目から3つ目なんですけれども、これが、2つのセンターの職員11人分及び事業を補助する保育士の報酬で、合わせますとこの3つ目までが5,639万9,000円となりまして、9割ということになります。その他の事業費の主なものでは、黒ポツ7つ目の講師謝礼42万7,000円や、10番目の黒ポツ、消耗品費60万3,000円を計上させていただいてありますけれども、これは主に200回以上行われます保護者向けの子育て研修や講座を賄うものでございまして、約年間4,000人余の方々に参加してござっております。特に平成24年度は、新たに父親対象の子育て講演会や、育てにくいと感じている保護者のための懇談会とか相談会を予定しております。

それから、黒ポツ16番目ですけれども、これは営繕修繕費ですけれども、昨年に比べまして増額になっております。これは、旧保育園を利用しております北部子育て支援センターの網戸や天井扇にかかわる修理費となっております。以上です。

こども課長 続きまして、151、152ページをお願いいたします。初めの丸、児童福祉施設防犯対策事業でございます。これにつきましては、通報システムの借上料でございますし、その下、保育補助員設置事業につきましては、おじいちゃん、おばあちゃん先生の賃金が主なものでございます。

子育て支援センター所長 引き続きこども広場事業について御説明いたします。151、152ページの中ほどです。予算説明資料は同じく41ページです、ごらんください。こども広場ですけれども、一昨年8月以来1年半たちましたけれども、延べ9万人の御家族に御利用いただいております、こちらも今年度の利用数は5万人を超えようとしております。市内外よりリピーターの方も多くて、その中で親子の遊びだけでなく、木育活用はもとより交流会等への事業拡大の期待が高まっております、それら利用者の声を予算に反映させていただいております。こども広場事業の予算は、ほとんどが人件費と施設管理負担金が主なものを占めております。職員報酬は平日保育士4人、日祭日5人体制で事業を行うための予算として、黒ポツ1つ目から4つ目、合わせて1,376万9,000円を計上させていただいております。

また下から2番目の黒ポツ、施設管理負担金につきましては、ウイングロードビル全体管理者の塩尻市振興公社さんの取り組みによりまして、面積割で見積もらせていただいた額3,458万円になっております。内訳は、施設管理費として1,323万円、これは清掃業務とか警備業務とか、それからエレベーター等の管理、空調管理、設備管理業務、それから事業費となっております。あと管理共益費として686万円、これは例えば木育行事とかイベントの共同開催負担金やビル内の広報事業等の負担金です。それから光熱水費として1,349万円となっております。大勢の皆さんが快適に御利用いただくために、安全・清潔な施設としての維持管理を行い、利用の向上を図ってまいりたいと思います。以上です。

福祉課長 では続きまして、母子福祉費をお願いいたします。ページでは154ページをお願いしたいと思っております。この自立・就労支援推進事業をお願いしたいと思っております。この中で、母子家庭高等職業訓練促進費ですけれども、これは看護師だとか介護福祉士の養成機関におきまして、資格取得を目指して2年以上のカリキュラムを取得する者に対しまして補助金を支出するものです。月額で、市民税非課税の世帯については14万1,000

円を補助するものです。平成23年度からの継続の2人、また平成24年は新たに2人が新規に加わるのではないかとということで、4人分を計上させていただきました。入学試験等がありまして、やはり新規申請者等の見込みが困難だったため、新規は2人とさせていただきますけれども、場合によりましては、もう少し多くなる場合においては、ことしもお願いしましたとおり、補正でまたお願いしたいということでございます。

続きまして、その下の白丸のDV対策支援事業の相談員報酬ですが、これは週3回お願いしてまず相談員の報酬ということです。平成24年の2月、平成23年4月からこの2月までの相談件数ですが、80件相談をさせていただきました。実人員では27人、その中で一時保護施設に入所したのが2件、また母子生活の支援施設入所が1件あるということです。以上です。

家庭教育室長 続きまして、同じページになります。4目家庭教育支援費でございます。上の白丸、相談員報酬ですが、家庭児童相談員さん2人分の報酬でございます。週3日、勤務をしていただいております。

次の白丸、家庭教育支援事業諸経費でございますが、それぞれの相談業務等にかかわる経費でございます。下から4つ目のボツ、CAP研修委託料につきましては、子供への暴力防止、また子供の人権を守るワークショップの委託料でございます。その下のボツ、相談支援員派遣依頼料につきましては、不登校等を中心としますNPO法人ジョイフル、またシルバー人材センターへの委託料になります。以上でございます。

こども課長 続きまして、次の155、156ページをお願いいたします。5目の児童健全育成費でございますが、児童館7館、児童クラブ1園の運営費が主なものとなります。説明欄にございます最初の丸、委員報酬、それから次の丸、職員給与費、これにつきましては、館長及び児童厚生員の人件費となります。

次の丸、児童館・児童クラブ運営諸経費でございますが、最初の中点、臨時職員賃金、これにつきましては、児童厚生員とともに放課後の学童保育を担当するパート職員の賃金となります。少し下がりますが、下から7番目の中点、洗馬児童館指定管理料につきましては、塩尻市社会福祉協議会へ委託しているもので、複合施設、こちらの特徴を生かした利用者と児童の交流会等が展開されているところでございます。

教育総務課長 それでは157、158ページをお願いいたします。158ページの児童館・児童クラブ施設改善事業でございますけれども、この中の細節で監理委託料、それから改修工事、備品購入費がございますけれども、片丘児童館にかかわる経費でございます。これまでJAの倉庫を借用いたしまして利用しておりますクラブでございますが、小学校の空き教室を活用いたしまして、児童館としての機能も備えた施設として整備を行っていくものでございます。内容といたしましては、遊戯室、図書室、クラブ室等219平方メートルにかかわる整備でございます。

家庭教育室長 続いて、6目発達支援費、元気っ子応援事業でございます。資料48ページを一緒にごらんいただきたいと思います。上から3つ目のボツ、元気っ子相談等謝礼でございますけれども、元気っ子応援事業にかかわるそれぞれ、心理発達検査、医療相談、言語聴覚士等への謝礼にあわせまして、本年度スーパーバイザーをお願いするため30万円の増額をしております。スーパーバイザーにつきましては、小学校から中学、中学から高校への連携につきまして具体的なアドバイス等をいただきたいと思います。下から3つ目のボツ、印刷製本費につきましては、新たに30万円を上げさせていただきました。(仮称)元気っ子応援事業の策定、またパンフレット等にかかわる印刷製本費でございます。下から2つ目のボツ、元気っ子応援相談指導委託料でございますけれども、判定、相談、また指導等に関するコンサルテーションの委託料でございます。例年どおり、

ふりはた子どもの輝き相談所へ委託するものでございます。以上です。

福祉課長 では続きまして、3項の生活保護費をお願いいたします。その中の1目の生活保護総務費の中の生活保護事務諸経費ですけども、そこにあります生活保護面接相談員と就労支援員の報酬は、やはり依然多い生活保護の申請、また受給者の就労支援に当たる相談員、支援員の報酬となっているものです。

次のページをお願いいたします。この中の、2目の扶助費の中の生活保護扶助費の扶助費は5億872万6,000円ですけども、これは12月に補正させていただきました同額とさせていただけるものです。

生活保護費につきましては、国が4分の2、それと県が4分の1をそれぞれ負担をしているところです。1億2,700万円が市の負担ということですけども、この市費についてもあわせて交付税の対象になっているという状況でございます。この5億800万円の内訳ですけども、やはり最も多いのが医療扶助ということになります。生活保護は、すべて医療扶助が100%、医療費もみるということなものですから、やはりこれが一番かかってしまうということになります。普通でしたら保険がきくわけですけども、生活保護は保険がないものですから、全部生保にということで医療費が高くなっています。これが大体2億円余というふうを考えています。次が、やはり日々の生活を扶助する生活扶助費、これが1億8,000万円くらい。そのあと、住宅だとか介護扶助、救護施設への入居費等がかかっています。保護の状況ですけども、平成24年の2月の状況でいきますと、245世帯の350人が対象となっています。保護率は5.1パーミルということで、1,000人に対して5.1人が生活保護受給者ということになります。世帯の内訳では、高齢者世帯が83世帯、傷病者世帯が69世帯、離職等によるその他世帯というのが47世帯となっております。

それと済みません、次の161、162ページに災害救助費が載っております。このものにつきましては、それぞれ弔意金等を見込んでいるものですけども、これについては、過去にこの予算を執行したことはございませんが、何かのためということで計上させていただいております。

男女共同参画・人権課長 ページが飛びまして、193、194ページをごらんください。5番労働費、労働諸費の4目、ふれあいプラザ運営費でございます。説明欄真ん中くらいになりますけども、白丸、委員等報酬、これにつきましては、ふれあいプラザ運営委員への報酬、年2回会議していただいております。

その下の丸、ふれあいプラザ運営諸経費でございます。こちらにつきましては、一番上の黒ボツ、臨時職員賃金というのがありますが、これにつきましては、プラザの管理ほか、講座運営等をいたします臨時職員の給与ということになります。次の各種講座講師謝礼につきましては、資格修得講座、生活教養講座、就職活動等、社会生活に役立ちます各種講座を実施してございまして、これの講師謝礼でございます。一番下の黒ボツ、ふれあいプラザまつり事業補助金につきましては、ふれあいプラザの講座を修了した方たちにより結成されておりますグループの活動、成果等の場としまして、ふれあいプラザまつりを開催してございますけども、そちらの運営を補助するというものでございます。

委員長 ここで10分間休憩を取りまして、次、質疑に入ります。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。ただいま説明を受けましたので質疑を行います。委員より

質問ありますか。

鈴木明子委員 144ページ、保育所の嘱託員の報酬188人分が予算化されていますが、市長の一般質問への答弁の中では、何か嘱託員の報酬について改善が図られたってことですが、その実態についてお聞きしたいです。

こども課長 嘱託員の報酬につきましては、月額制でございまして、それで月額の上給案をですね、一つは現在7年まで段階的に経験年数によって上がっていきましても、この年数を拡大いたしました。内容としては、14年まで段階的に上がるように拡大いたしましたし、それぞれ上がっていくステップの金額、これについても現行の報酬額を基準に、そこに少し上に乗せる形で改定をするということでございます。

鈴木明子委員 その改正の、どういうふうに改正されたかっていうようなものについては、何か、どこかを見れば、ホームページとか見れば出てくるとか、そういうことはありますか。

こども課長 ホームページ等には掲載してございませんので、後ほど一覧表で提出させていただきます。

鈴木明子委員 お願いします。

金子勝寿委員 146ページの保育所運営費の中で、一般質問であった看護師の配置は検討したのかどうか。

こども課長 検討させていただきました。ですが、新年度におきましては配置に至らずという結果でございました。医療行為が必要なお子さんが入園する計画もございましたけれども、御家庭とお話する中でですね、当面御自宅のほうでというふうなことでなっております。そこら辺の推移を見ながら、また検討したいと思っておりますが、医療行為の内容自体が、短時間に一日数回という内容なものですから、それに見合う臨時職員のですね、雇用ができないかなっていうふうなことで考えているところでございます。

金子勝寿委員 また、要検討をお願いします。

副委員長 144ページの子どものための手当のところでお伺いします。昨年10月から、手続きをもう一度受け直していらっしゃると思いますけど、全員がもう申請手続きは済まされているか。もし済まされていないようであれば、どのくらいの方がおられるか教えてください。

福祉課長 現在の子ども手当の支給に関してですけれども、対象世帯が5,560世帯となっています。この中で131世帯が、2月の時点で出されてなかったものですから、それぞれの御家庭に、自申請ですので申請をしてくださいという御通知を出させてもらいました。これを、2月23日に131世帯に対して行いました。その後、それぞれの世帯で申請されまして、68世帯の方々が3月6日までに済まされました。残るのはあと63世帯残っているところです。この方々で電話連絡の取れる方は、なるべく電話等も使いながら、なるべく早く申請をしてもらうようにということで今やっているところです。

副委員長 4月から、今度また制限がつくと思うんですが、その時には何世帯ぐらい減りますか。

福祉課長 これなんですけども、やはり児童手当から子ども手当に移る時の人数等を勘案して思ったんですけど、大体50人くらいかなということで、試算をさせていただきました。

副委員長 ありがとうございます。

永田公由委員 ちょっと関連して。これ、国から10億円で、実際は12億3,000万円で、計算すると、1億8,000万円くらい市の持ち出しになるのか。それともこれ後で交付税措置されるのか。その辺はどうですか。

福祉課長 おっしゃるとおり、国、県の分が10億4,721万5,000円で、市費が1億8,330万5,000円ですけども、市費の分については市の持ち出しということになります。

永田公由委員 持ち出し。結局、だめだったんだね。これ、全額国で負担しろって言ったけども、言うこと聞かなんだったということだね。

森川雄三委員 同じページのね、児童福祉事務補助金ってやつけども、御説明の中で、初めの保育所運営費ってというのは、福祉法人2園に対して補助金を出すと。認可外保育事業補助金というのは、無認可の自然ランド・バンバンって言ったかい、と、松本キッズって言ったかい、へ補助金を出すというようなお話だったんですが、上の保育所運営は、これはサン・ビジョンと吉田の保育園で、まず、いいの。いいですね。それで、これが1億円だったか、2園で1億円ってことは、入れる人数によって負担をする、補助金を出すということだと思っんですよね。一部ある程度それも加味されてると思うんですが、先ほどの御説明で、サン・ビジョンのほうは60人中55人ってというようなお話だったよね。吉田のほうは100人でしたっけ。そのうちの。

〔「20人」の声あり〕

森川雄三委員 20人ってというようなお話だったんだが、さてそこで、この補助金ってものはそうやって満額出されるのか。そこら辺、1点まず。

こども課長 今のお話のとおり、子供の数によって計算される、単価で計算される負担額です。子供の数の前に、いわゆる施設費分、いわゆる定員ですわね、これが、ひまわりサンサンは60人定員で、よしだ保育園は105人ということになるんです。そうするとこの、いわゆるスケールメリット部分でも単価が違ってまいりまして、別の単価が適用されるということになります。小さい保育園のほう有利、定員が小さい保育園のほう有利、負担金割合は有利になりまして、ちなみに0歳児で言いますと、サンサン保育園では一人当たり18万1,990円。よしだ保育園では一人当たり、未満児と乳児で16万3,670円、こういう違いが生じてまいります。これは月額でございますので、これを、児童数を含めて年間で積み上げたもの、さらには秋以降は最大時ということで、暖房費も若干加わりますけれども、そういった中で計算された金額ということになります。いわゆる保育所運営にかかわる部分だけで申し上げますと、サンサン保育園では6,295万円余です。それからよしだ保育園では人数が少ないものですから、2,089万円余。これに特別保育事業の補助金はつきましてけれども、これがベースになった、ベースになるいわゆる運営の負担金というものになります。

森川雄三委員 だから、今、子供が入らなくてもその補助金は出ちゃうっていうんですか。入園しなくても。

こども課長 定員に満たない場合でもですね、過去にございますけれども、満たない部分で計算は全然影響されません。入ってる子供の数だけで計算しますので、入園した子供の数だけが対象になります。

森川雄三委員 ということは、今現在ここに1億円って載ってるんだけど、今回入らなくなれば、1億円が下がるかもしれない、そういう考え方ですね。

こども課長 入園する児童がいなければ、ゼロ円という。

森川雄三委員 それともう1個、その下のやつなんだが、これは、1つは松本だね、これ。松本の関係も補助を出して、要するに塩尻から松本へ入っているから補助金を出して、そういう意味ですか。

こども課長 おっしゃるとおりで、塩尻市に住所を置く児童がですね、松本の認可外保育所を利用する場合のその保育所も補助は対象になるという部分にしております。

森川雄三委員 それじゃ例えば今度、松本のほうから塩尻へ入って来る場合は、向こうから補助金は当然出るという考え方でいいわけだね。そういう方もいますか。

こども課長 はい。松本ですね、キッズワールドにはこちらから行ってる子供だけでございますが、先ほど申し上げた小曾部の自然ランド・バンバン、これは保育の中身、自然屋外型の保育っていいですか、かなり特色がありまして、広域できっと入園があるんじゃないかっていうふうに見てます。それぞれ住民票のある市町村ですね、こういった補助制度、民間保育所の補助制度があれば、補助がされますけれども、自治体によってないところもございますので、全部補助が対象になるかということ、そこまではならないんじゃないかというふうな見方をしております。

森川雄三委員 はい、わかりました。

金子勝寿委員 148ページの運営費の中ですね、給食調理業務委託料8,423万1,000円。これ前年比1,000万円ぐらいふえてるんですが、内訳、多分民間とか出てくるわけでしょう。したからふえたんです。失礼しました。それだけ。

委員長 ほかにございますか。

金子勝寿委員 152ページの保育補助員設置事業、おじいちゃん先生、これ、週1は賃金をいただいているおじいちゃん先生で、もう1日はボランティアっていう形を今後も続けていくのか。もしくは、ちょっと私の理解が違ってたら説明をお願いします。

こども課長 おっしゃるとおりですね、今現在、週1日勤務ということにしております。もう1日分、要は最初のスタートが週2日だったもんですから、1日に有償部分を減らして、もう1日は違う方、あるいはボランティアでっていうふうな計画にしたわけですが、なかなかその、いわゆる無償のボランティアで保育園に入っていた方が今のところいないという状況でございます。現実には、週1日の勤務の中で対応をお願いしているという運用になっておるところでございます。

金子勝寿委員 今後も継続なのか。ちょっと有償とそうじゃないのが同じ内容の仕事をやるっていうのは、いかがなものかっていう考え方もあるんですが、その辺はっきりさせたほうがいいかなと思うんですが、いかがです。

こども課長 臨時職員として雇用しているおじいちゃん先生にはですね、いわゆる施設面の補修から幅広くかわっていただいております。無償部分でですね、入っていた方がいらっしゃる場合にはですね、基本的には子供たちとのふれあい、一緒に遊んでいただくっていうようなですね、すみ分けを考えていきたいと思っております。

森川雄三委員 ちょっと、いい。

金子勝寿委員 ああ、先どうぞ。

森川雄三委員 ああ、いい。続けてなら、どうぞ。

金子勝寿委員 いや、ちょっと、考えているから。

森川雄三委員 いわゆるボランティア、どういうこと。おじいちゃん先生、週1回で、2回目はボランティア。それはいつからなってるの。

こども課長 平成23年度から、今年度からですね、そんな形を導入させていただいたところでございます。

導入当初はですね、週に2日、いわゆる1日賃金で来ていただくってようなことをしてましたけれども、いわゆる採用の状況を見る中ではですね、大変たくさんの方が御希望されて、毎年こう入れかわっておりました。それだけ希望があればですね、先ほど申し上げた子供たちと遊ぶ時間、一緒に過ごしていただくというようなところにはですね、いわゆるボランティアで参加していただける方も見込んでもいいじゃないかっていうふうなことで、いわゆる有償部分を1日、つまり半分にはですね、減らしたところです。実際には、ふたをあけてみますとですね、そこら辺の見通しが確かに甘かったんですけども、なかなかいわゆる無償のボランティアとして入っていただける方が、手が拳がって来なかったっていう実情でございました。

森川雄三委員 だけど、1人というか、もしボランティアが出てきたら、1人は有償でやります、1人は私はただでやりますなんて、そんなのいるわきゃないね、実際問題して。何でボランティアっていうように考えたか、それが私は疑問ですけども。制度としてはいい制度じゃないかと思って、子供たちにとってもね、保育園にも。なかなかおじいちゃん先生、本当によくやってくださってるでね。大変、今まで見てきてもいいと思っただが、それは、逆に拡大してもいい事業じゃないかと思うんだが。それがそんなあんばいじゃ、ちょっといかがかなと思うんだが。今後そのままか。そういう、拡大するつもりはない。

こども課長 現場、保育園からですね、実際行っていただくと、保育所もですね、運営上も助かるっていう話が多々ございますし、御家庭からも、男性が少ない職場でございますので、そういう中では男性がいらっしゃる率が多いから助かる、安心だというふうなお話もございましたけれども、先ほど申し上げた2日を1日に減らしたっていう中ではですね、これで様子もわかりましたので、また、新年度は無理ですけども、平成25年度に向けてはですね、検討させていただけたらと、こんなふうに思っています。

森川雄三委員 検討しといてください。

金子勝寿委員 関連で。そうすると、今、賃金をいただいているおじいちゃん先生の研修と、ボランティアの皆さんだった場合、どういうことをやるかとか、全体の研修とかもどうしてるのか。とあと1点、ボランティアはこれ臨時職員ですから、臨時職員のほうは任期があると思うんですが、ボランティアの方は、例えば何年とか、そういう設定をきちんとしているのか、その辺を。

こども課長 初めの研修ですけども、基本的にはですね、園内の研修にとどめてはいますが、市として16園全体のおじいちゃん先生にお集まりいただいて、年2回ほど、そういった機会を設けているところです。それから、ボランティアの期間とかですね、細かい部分につきましてはですね、実際のところ申し上げて、手が拳がって希望があったらですね、入っていただくっていうのでやっていますので、特に午前中の時間等が子供の活動が多いほうになりますので、その中の範囲で考えたいというか、そのようになります。

金子勝寿委員 じゃあ最後、案で。ボランティアってなんか、勝手な先入観かもしれないですけど責任の所在がいろいろ加減になったりね、するんじゃないかとかね、ボランティアの部分だと。その辺、少しルールの、本当は、ないって言って、あるんでしょ、もう少し明示していただいて、例えばボランティアでやっていただくにしても、ボランティアたちの責任もあるよと。なぜかという、非常に人間関係が、子供たちと、非常に。先ほど森川委員が言ったとおり、好評だということがあるので、少し制度整備をもう少しお願いしたいなというふうに要望して、一応答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

こども教育部長 当初は有料というふうな形で入りましてね、その中で、子供たちのかかわりもありますけれ

ども、ボランティア的な部分が導入できればという、少し欲をかけた部分もあるかもしれませんが、そういったことも考えながら取り入れさせていただきましたが、有償とボランティアが混在するってというような少し不合理な部分もございますので、そういった面も含めてですね、今のボランティアに関する考え方等も含めて検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

金子勝寿委員 最後にもう一回だけいいですか。非常に人気があるって話だったんですけど、いわゆる賃金を払う場合の倍率と、申し込み、ボランティアになった時の倍率はどっちがどのくらい違ったのか。ボランティアも募集したんですよね。いわゆるお金を払う時と払わない時の差は。

こども課長 いわゆる賃金ベースで募集しているおじいちゃん先生につきましてはですね、毎年募集してますけれども、おおむね20人弱が毎年応募してくれるってような状況がございました。ボランティアでっていう募集をしたところがですね、手が上がった数がゼロ人ということでございました。ゼロ、はい。やはり何がしかのですね、報酬が必要なのかなというふうに反省したところでございます。

金子勝寿委員 はい、結構です。

鈴木明子委員 154ページ、CAP研修委託料ですが、この予算でいきますと、何力所ぐらいでできるってということなんでしょうか。

家庭教育室長 係長のほうから申し上げます。

家庭教育支援担当係長 CAP研修でございますが、平成23年、今年度からですね、全部の学校で必ず生徒さんが受けて卒業しましょうというふうに、平成22年度までと比較をしますとふやしました。具体的に言いますと、小学校市内9校を3校ずつつくっております。3校を3学年、3年生4年生5年生に実施をして、3年サイクルで回しております。以上でございます。

委員長 いいですか。それでは、私の方から1点お願いします。158ページの片丘の児童館・児童クラブの改修事業の件、その関係ですけれども、今回のその事業、現在、児童クラブは1年生から3年生が対象となっておりますが、今後、子育て新システムに移行された場合に、児童館、児童クラブの対象は6年生までというふうになると思うんですけれども、そのことも今回の改修では見込まれての事業なのかどうか、お聞きしたいと思います。

こども課長 おっしゃるとおり、新システムの中では、6年生までというふうに対象範囲が拡大するっていうことが言われております。今回の片丘の児童クラブ・児童館の設置では、児童クラブを機能として持たせますので、その中では6年生まで対応できるってふうに考えて整備をするものでございます。

委員長 はい。じゃあ、片丘以外の現在の児童館・児童クラブの施設面ですとか、人的配置も今後影響があると思うんですけれども、その点はどのようにお考えになっておりますか。

こども課長 おっしゃるとおり、実は現在も手狭でですね、苦労している児童館も、例えば広丘児童館ですね、実際にございます。そういうところは施設整備も含めてですね、国としては手当てをしていくっていうふうなことを言ってますので、そういう6年生まできちんとですね、放課後保育が保障されるような制度となりますと、ある程度そういった対応をしなければならない。また、人的にもですね、現在、児童館体制というところでは、3人の職員を配置して運営しております。そういう中で人数が拡大してまいりますと、基本的にそういったいわゆる月決めの嘱託員以上の職員を増員すべきところかもしれませんが、現在も、子供の数が多き時はですね、

パートさんを入れて対応しているようなこともございますので、一定度、柔軟な形で、安全管理ができるような体制をとって運営したいというふうに思っております。

委員長 済みません、その関連ですが、児童クラブの運営は、今後民間でできるようになるのか。人的配置の面でも保育士の資格が必要とか、その辺の設置基準というのがどのようになるのか、もしおわかりでしたらお聞かせください。

こども課長 設置基準と言いますか、運営基準自体がですね、まだ示されておられません。どちらの市町村もですね、児童クラブ、公立で開設してるところは、例えば保育所の基準ですとか、小学校の教師の配置基準ですとか、それらを準用して基準として扱っているという状態でございます。新システムの中ではですね、そういった基準、市町村で定めろというふうなこともございますが、その際には、いわゆる国として例示する基準がございますので、それらを参考にしながら体制を整えたいということになるかと思えます。

委員長 わかりました。

金子勝寿委員 関連でいいですか。済みません、片丘の児童館を空き教室に話なんです、文科省からたしか方針っていうか通知も出の中で、今後ほかの小学校でも同様の整備してくっていう、たしか計画を前に出していただいたと思うんですが、ちょっとその辺も含めて、こうなったっていう経緯と、あと今後、東小とあとどっかかな、幾つかあった、その辺。

こども課長 今の計画は児童福祉施設整備計画というので、児童館も児童クラブも位置づけをしているところでございます。今回小学校の校舎を使って児童館を整備するわけですが、これが初めての校内児童館という形になりまして、新年度の小学校ではですね、年次的に余裕クラスがですね、生ずることが見通しが立っておりますので、それを見ながら塩尻東児童館、それから宗賀児童館、今の計画ではこの2館をですね、余裕教室のほうへ移したいなというふうな計画をしております。まだ児童館がない地区もございますので、それらはその児童福祉施設計画の中でですね、また策定をして、どんな実現ができるか検討してまいりたいというふうに思います。

森川雄三委員 ちょっと生活保護費の関係でね、聞いてみたいんだけど、去年だか、不正もあったりしてね、まあぜひそういうことはしっかりと見ていただきたいと思うんだけど、一般に聞いている、これは本当かうそかわからないので教えていただきたいんですが、いわゆる生活保護をいただいている生活保護費と、国民年金とを比べた時に、国民年金一概に、いわゆる基礎年金よりか生活保護費のほうが高いよっていう、こういうお話を一般的に聞くんだけど、その点はいかがです。

福祉課長 基礎年金ですと今6万6,000円かそのくらいあります。生活保護費の場合ですけども、年齢によってそれぞれ加算額が加わるんですけども、大体高齢者においては、若干生活保護費のほうが高いかなという状況です。じゃあ、詳しくは。

森川雄三委員 いい、そんなに詳しくなくていいです。詳しくなくていいけど、ちょっとそこら辺を聞いてみたかったもので、ごめんね。それと、この生活保護費っていうのは、各市町村によってその金額っていうか、査定金額っていうかは別々なわけだね、たしか。塩尻の場合はどういようになっているのか、時間給、市の労働平均時間給掛ける1日の8時間掛ける20日間とか、そんなような中から計算をしてくるわけ。どういう計算をされてるわけです。

福祉課長 金額につきましては県からまず示されます。国からですけども。塩尻の場合は、3級地の2とか、

松本の場合は3の1とか、それぞれ県庁の所在地だとか商業の所在地、またその市がどういう状況かということによって、みんな級地というのが分かります。ですので、塩尻よりは、例えば朝日のほうが1つ、ちょっと安いって言いますか、級地でいくと3の3だとかとなって、それぞれ住んでるところによって金額っていうのが国から示されています。

森川雄三委員 国のね、施策だと、いろいろ言ってもしょうがないけども、少なからず基礎年金よりかは高いつていうことになる、今、国民年金も掛ける人が6割程度になっちゃったっていうような話の中で、ますますもう年金なんか掛けなんて最後国に面倒みてもらやあいいやなんていうようなね、安易な考え方になってくるとになると、非常にこう何て言うかね、寂しさも感じちゃうもんで。福祉のことだ、これはもうしょうがないけれども、まあ意見です。意見として申し上げておきます。

福祉課長 実は、私どももそういうふう感じているところでございます。その中で、いかに早く自立と言いますかね、それぞれ地域での自立、経済的な自立というのもそれぞれあるんですけども、その人がその人らしく生きていくための支援ということで、今生活保護を通じてその人がいかにその人らしく地域で生きていくかという支援をさせてもらっているということもあります。その中で、やはり持ち家の人についてはアパート代が出ないものですから、大体一緒くらいになってしまう。それと、アパートに暮らす人はアパート代と生活費が出るものですから、やはり年金よりも大分多い扶助費になってしまうというのが現状です。ですので、それがどうにかならないかなっていうのは、実は私どもも日ごろ感じているところだと思います。

金子勝寿委員 済みません、これ、いわゆる申請をなされた方のうち、どのくらい認定するのか。生活保護の申請があったうち、どのくらい、認定、率をちょっと教えていただいて。もし、他市と比べられるような数字があればですね、それはまた後でいいんで、とりあえず現状でもし手持ちの数字あれば、後でもいいです。

委員長 すぐ、出そう。出ます。

福祉課長 はい。率と言いますか、例えば相談等があるんですけども、例えば平成23年度でいきますと、48件が申請ありました。そのうちの決定件数が41件ですので、85%が決定率でございます。やはり、この数字がどうかっていうことになりますと、他市との比較っていうのはあまりできないと思うんですけども、その者のと言いますか、相談者の置かれる状況等がそれぞれ違うと思います。ですので、例えば離婚してすぐ別れたけども、まだ親御さんがしっかりしてて扶養ができるとか、そういうような件だとか、例えば行路人でいてどうしても住むとこなくて塩尻がいいから住まわしてくれとか、そういうような者が結構あるもんですから、やはりこれが一概に何パーセントがどうのこうのっていうふうにはいかないと思います。塩尻はいいとこだって皆さんから言われます。

金子勝寿委員 せっかく数字いただいたんで、件数自体は、ちょっと、もし平成23年度、22年度とか21年度がわかれば。

福祉課長 平成22年度は、79件申請ありまして、70件が生保の決定をしています。平成21年度についてはですね、後ほど。

金子勝寿委員 また、もしわかったらいいです。以上です。

こども課長 先ほど鈴木委員からございました、嘱託保育士の報酬の一覧表を用意しましたので、配付させていただきます。よろしいでしょうか。

少し説明をさせていただきます。ごらんいただきますように左側に本年度まで、平成23年度までの報酬月額、それから手当ての月数、年間支給額、これが平成24年度からが中ほどに、それぞれございます。先ほど14年までっていうふうに申しましたけども、失礼しました、15年に訂正させていただきます。15年まで上がっていくということでございます。上のほう、2行を見ていただきますけれども、年数は同じ1年目で経験の有無によりまして、初年度についての等級の格付けが変わってまいります。経験者を多少優遇した報酬月額になるということでございます。それから、正規の職員と比較しますとですね、おおむね4年目くらいまでは、嘱託の先生のほうが一部高いっていうふうな、月額からはですね、高いというふうなこともございます。それから先ほど申し上げた15年という最大年数でございますけれども、これ以降はそのままの報酬額でお願いしていくということになりますので、お願いしたいと思います。

鈴木明子委員 これは報酬月額になってますけども、例えばボーナスっていうか、一時金のようなものはこの嘱託の方たちはないっていうことですか。

こども課長 月額の右側に手当とございますが、これがいわゆるボーナスに当たる部分でございます、年間で1.95から3カ月というふうにごらんいただければと思います。

鈴木明子委員 もう一つ。これは答弁あってもなくてもいいんですけど、議会としても、こういう嘱託保育士がふえてきてるってことで、その処遇の問題やなんかについては一般質問等でも取り上げられて心配をしてきているところなので、こういういい方向に改善が図られるということについては、やはり予算、議会に対してもぜひこういうものを示して説明をしていただきたいと思いますので、これからのことですがよろしくお願いします。

委員長 じゃあ、要望ということで。ここまででよろしいですかね。

〔「いいです」の声あり〕

委員長 なければ、次に進みます。10款教育費1項教育総務費から4項の幼稚園費までを議題といたしますので、説明を求めます。

教育総務課長 それでは、予算書の255、256ページをお願いいたします。予算説明資料につきましては43、44ページ以降になりますので、あわせてお願いいたします。まず、255、256ページ、1目教育委員会費でございますけれども、教育委員会の運営諸経費でございます。前年とほぼ同様の内容になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、その下の2目事務局費のうち、教育委員会事務局諸経費436万1,000円でございますけれども、通常の諸経費のほか、平成24年度につきましては、資料にはございませんけれども、子育てと教育を考える首長の会の開催の経費を計上させていただきました。この子育てと教育を考える首長の会と申しますのは、平成21年に当時恵庭市長さんが全国の28市長の首長さんに呼びかけをいたしまして組織をいたしました任意団体でございまして、今回で4回目になります。各市持ち回りで実施をしております、前年度は各務原市にお願いをいたしまして、平成24年度につきましては塩尻市のほうで開催をしたいというふうに考えております。日時につきましては10月の初旬に予定をしております、講師の謝礼等10万円を計上させていただきました。広く県内の首長さんですとか、あるいは市民の皆さんにも呼びかけをいたしまして、子育てと教育を考える機会としたいというふうに考えております。

続きまして、257、258ページをお願いいたします。258ページの真ん中に教育相談研究事業の事業が

ございますけれども、いわゆる教育センターを中心とした事業でございます。西小の4階でございます教育センターにつきましては、相談員の先生中心にいたしまして教育課程の編成の指導等そういった学校の教育支援、それから高ボッチ教室の運営を中心といたします教育相談ですとか、学校不適応対策、最後に情報機器を活用したICT活用教育を推進をしております。細節でございます相談員報酬5人分につきましては、中間教室の相談員2名、それから教育センター3人にかかわる経費でございます。また、その下の臨時職員賃金につきましては、中間教室の補助員にかかわる賃金でございます。

次に、その下の事業、スクールバス運行費でございますけれども、前年に対しまして98万円ほど増額になっております。現在小学校で183人、中学校で124人の児童生徒が利用をしておりますスクールバスでございますけれども、増額の原因につきましては、260ページをごらんいただきたいというふうに思います。運行委託料といたしまして3,350万円余を計上させていただきました。前年に対しまして98万円の増額でございます。これは、現在アルピコに運行委託をしております日当たりの単価の上昇が60万円ほど、それからもう一つ、檜川地区で運行しておりますスクール併用便の地域振興バスが廃止になりまして、それにかわるものとしたしまして、この運行委託料を増額したもので37万円余の増額、これが主なものでございます。なお、檜川地区につきましては、運行委託料、大新東への運行委託料のほかに自動車等借上料ということで、28人乗りのリース車を1台借り上げをいたしまして、これによって対応をしております。

次に、260ページの教育センター情報教育推進費でございます。先ほど西小の4階にあるということで教育センターのお話をさせていただきましたが、このうちパソコン等使用料につきましては、前年に対しまして428万円余の増額になっております。平成23年度の予算におきまして、教育センターのサーバー、老朽化をしていたということもございまして更新をさせていただきました。その12月分の運転経費にかかわるための増額になっております。

家庭教室長 続きまして、まなびサポート事業でございますが、資料48ページをあわせてごらんください。上から2つ目のポツ、特別支援講師報酬でございますけれども、平成19年度より特別支援講師として職員を配置いただいておりますけれども、新年度13人に増員するものでございます。また、真ん中辺の点になりますが、臨時職員賃金でございますけれども、本年度の平成23年度より、新たに支援介助員の配置をいただいております。その介助員につきましては、新年度につきましては倍の10人に増員するものでございます。以上です。

教育総務課長 続きまして、同じページの「笑顔で登校」推進事業を説明させていただきます。学校不適応対策にかかわる事業でございますが、まず、一番最初の臨時職員賃金130万円余は新規でございます。現在子供と親の相談員ということで、広丘小学校に県が配置をいたして、これ2年間業務をしてまいりましたけれども、平成24年度につきましては、これが配置がえになるということでございます。この子供と親の相談員につきましては、不登校対策に効果を上げてまいりましたので、平成24年度につきましては、県の補助2分の1を導入をいたしまして市費として配置をし、家庭訪問や登校支援にかかわる取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。続きまして、1つ飛んで細節の消耗品費59万7,000円でございますけれども、この中には、楽しい学校生活を送るためのアンケート、Q-Uアンケートと申しますけれども、この経費が入っております。平成24年度につきましては、中学生1年生を対象にいたしまして2回を市のほうで手当てをしてまいりたいというふうに考えております。このアンケートを行うことによりまして、個々の生徒のクラスの中におけ

る満足度ですとか、あるいはそのクラスの集団の状況をも把握することができまして、生徒指導の改善に役立つことができるということでございます。その下の細節でございますクリーニング代、傷害保険料、自動車等の借上料につきましては、不登校児童・生徒が塩嶺体験学習の家を利用するための経費でございます。

続きまして、261、262ページをお願いいたします。262ページの一番上の事業、高等学校等振興事業でございますが、一番上の細節、私立高等学校運営費補助金につきましては、都市大塩尻に対する100万円の運営費のほか、生徒割一人当たり3,000円を支給単価とするものでございます。それから次に、私立高等学校設備費補助金につきましては、前年に対しまして50万円の減額をしてございます。これも、都市大塩尻にかかわる補助でございますけれども、昭和63年にこの補助金を創設をしましてまいりましたけれども、これまで毎年度交付をしまして初期の目的が達せられてきております。また、ほかの都市におきまして、こういった同様の定額の施設整備補助がないということもございまして、本市といたしましても、段階的に今後削減をしましてまいりたいということで、50万円の補助金の見直しを行ったところでございます。

次に、新規事業でございますが、学校給食公会計移行事業でございます。細節といたしまして、学校給食費収納システム使用料がございましてけれども、本会議の質問の中でも説明させていただきましたけれども、平成25年度からの本格的な運用に向けまして、公会計を行うための児童生徒の情報あるいは口座の情報、そうした基本情報の入力を行うですとか、あるいは帳票等の検討、また子どものための手当を担当しております福祉課との調整を図りながら、準備を進めてまいりたいというふうに思います。必要に応じて保護者、学校にも説明をしまして、学校の私会計をこの年度で締めてまいりたいということでございます。

次に、その下の事業の教職員住宅管理諸経費でございますけれども、下から2つ目の教職員住宅借上料が、前年に対しまして250万円ほどの減額になっております。市が民間アパートを借り上げるものに対する借り上げの経費でございますけれども、平成23年度は7戸の計上でしたが、平成24年度は3戸ということで、件数もここで減少してきております。私のほうからは以上でございます。

男女共同参画・人権課長 それでは、続きまして4目人権教育費でございます。一番上の白丸、委員報酬につきましては、まず一番目の黒ポツでございますが、常勤で社会人権教育を企画、推進していただく社会教育指導員の報酬となります。次の黒丸ですけれども、市内10地区で公民館活動を通じまして人権教育を指導していただきます人権教育指導員の報酬となります。3つ目の黒ポツになりますけれども、本市におきまして人権教育の施策につきまして検討していただくために、15名の方に人権教育推進委員となっただいておりますが、その報酬でございます。

次の白丸、社会人権教育推進事業でございます。その1つ目の黒ポツ、人権教育講師謝礼につきましては、地区公民館、分館等で人権学習をしていただいた講師の謝礼でございます。それから7つ目の黒ポツ、営繕修繕料につきましては、人権・同和教育集会所であります原口の集会所の修繕費ございまして、今回、傷みの激しいトイレの床の張りかえ、屋根の塗装等のために例年に比ばまして120万円ほど増額となっております。その黒ポツの下4つ目の黒ポツですけれども、これに関しましては集会所管理委託に関します集会所の管理につきまます経費でございます。

次のページにまいりますけれども、一番上の黒ポツ、分館人権学習会・地区推進会議補助金20万円でございますが、各地区で人権学習の開催をしていただいております、その開催におきますそれぞれ補助金としてそれぞれ

れ各地区2万円ずつ交付するものでございます。以上です。

教育総務課長 続きまして、同じページの学校施設集中管理費。5目でございますけれども、お願いをいたします。学校施設の安全対策ですとか、あるいは環境の維持向上を図るための経費でございます。下から5番目のところに、5番目の細節に学校管理委託料ということでございまして、シルバー人材センターに委託をいたしまして、各学校の開扉、施錠、あるいは安全対策、戸締まり、環境整理を行うための経費でございまして、前年と同額の委託料を計上させていただきました。

続きまして、その下にございます塩嶺体験学習の家運営諸経費でございます。まず、平成23年度の利用状況を申し上げますと、宿泊利用につきましては2,068人、日帰りの利用が563人ということで、合計いたしまして2,631人という実績でございました。これは、平成22年度の合計約1,200人を上回る数字でございまして、大いに利用の促進が図られているということでございます。平成23年度につきましては、予算説明資料の中にもございまして、さまざまな自主事業を展開をしております。小中学校のリーダーの研修会、あるいは通学合宿等の自主学習。これは子供たちの生きる力を学ぶためのプログラムでございまして、こういった事業をさらに継続して行うほか、平成24年度につきましては、生涯学習の活用の面の強化も図っていききたいというふうに考えております。またさらに市外ですとか、県外からの利用促進を行ったり、地域との交流事業もふやしていきたいと。それから、平日の利用が課題であるという議会からの御意見もございまして、そんな点も対応してまいりたいというふうに思います。そのための子供たちの生きる力の育成を育む未来塾のための経費のほかに、266ページの上から3番目にございまして、こども未来塾等運営委託料ということで230万円余の経費を計上させていただきました。この委託料の中で新しいメニューの開発ですとか、ホームページ等によるPR、あるいは周辺施設との人材のネットワークづくり、それから講師の育成、こういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。なお、下から3番目のところに備品購入費がございまして、本委員会の中でも、バーベキュー用のテントの収納が大変遠いところであって利用者の利用に支障があるという御意見をいただきましたものですから、その収納用のプレハブを購入をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、同じページの2項、小学校費のほうに移らせていただきます。266ページの一番上、学校医等報酬の中の2番目の細節、嘱託員報酬8人分につきましては、小学校の学習支援にかかわるチームティーチングにかかわる市費の経費でございます。

次に、小学校管理諸経費でございまして、一番上の臨時職員賃金につきましては、19クラス以上の小学校の事務職員の市費、広丘小と桔梗小と吉田小でございまして、この市費の臨時職員にかかわる経費でございます。以下、小学校の学校運営ですとか、あるいは環境整備、それから児童の健康管理のための経費を計上させていただきましたので、御確認をお願いをいたしたいというふうに思います。267、268ページのほうにまいりまして、268ページの同じ事業の一番下から2つ目のところに、備品購入費で310万円余ということで経費がございまして、前年につきましては、ここに扇風機の予算が約300万円ほどお願いをしてみたいので、ここの部分で360万円の減額ということになっております。

次に、268ページの小学校施設営繕費でございまして、930万円ほどの増額になっております。主なものにつきましては、一般工事880万円余ということで、前年に対しまして300万円余の増額になっております。

消防設備の改修ですとか、体育施設、遊具の改修を行うほか、片丘小学校の屋根の防水改修工事を継続して行ってまいりたいということでございますし、次のエアコン設置工事につきましては、新規でございまして、夏におけます児童の健康管理を図るため、平成24年度は小学校保健室、西小は除きますけれども、8校にエアコン設備を設置してまいりたいというふうに考えております。

次に、1つ飛んだ事業でございますけれども、小学校補助交付金でございます。この内容につきましては、特別行事活動などを支援をいたしまして、活動の充実と保護者の負担軽減を図るための経費でございます。一番上の特別行事等交付金につきましては、校区講演会や部活動、あるいは校外活動にかかわる経費に対する補助でございます。下から2つ目の総合的学習交付金につきましては、教科の枠を越えた横断的な学習活動に対する補助金でございまして、職場体験ですとか、環境あるいは福祉分野の活動を各学校で進めてきております。

次に、その下の学校安全支援事業の中で、270ページをお願いをしたいと思いますけれども、一番上の地域児童見守りシステム運用管理委託料でございますが、43万円余の増額になっております。中継機、今625台設置をしておりまして、その運用管理にかかる経費でございます。また1つ飛んで、サーバー等使用料につきましては、31万円が新規でございましてけれども、サーバーが2台故障で支障を来しておりますので、新たに更新をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、小学校英語活動サポート事業でございますけれども、これは小学校のうちから中学につなげる英語活動を行うということと、言葉や文化の理解を深めてコミュニケーション能力の育成を図ろうという事業でございます。内容といたしましては、嘱託員報酬5人分ということで、国際理解の講師を5名配置をしております。前年と同様でございます。あるいは事業といたしまして、下から2つ目の細節でございますが、異文化交流体験事業等を実施してございます。これは市ですとか県の国際交流員、あるいはALTの先生方の参加によりまして各国の文化の体験、こういったものを行う内容でございます。

放課後児童教室運営諸経費は飛ばさせていただきます、学校施設非構造部材耐震化推進事業でございます。中学校の項にも出てまいりますけれども、新規でございます。屋内運動場のほか、体育館ですけれども、天井高が5メートル以上のプレイルームですとか、主なものは昇降口になります。あるいは多目的教室、こうしたところの天井材ですとか、照明器具、ガラス、内壁、こういったものの落下防止を図るため、平成24年度はその調査と設計をしてまいりたいということでございます。

次に、270ページの教育振興諸経費でございますが、前年に対しまして111万円ほどの増額になっております。一つといたしまして、一番上の消耗品費、それから一番下の備品購入費、この中に平成24年度から新たに導入をいたします学校図書館システムにかかわる経費がございます。消耗品につきましては、ラベルですとかラベルキーパー、あるいは備品にいたしましてはバーコードリーダー等でございましてけれども、1校当たり19万5,000円ほどの経費がかかりますけれども、これまで手作業で行ってまいりました学校図書館の図書の管理、蔵書検索等をパソコン等によって行うということでございまして、より図書館活動の推進を、この省力化、効率化に伴う充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから2つ目に細節がございますが、全国学力・学習状況調査の採点分析の委託料でございますが、平成24年度は6年目になりますけれども、新たに理科が追加をされます。小学校の6年と中学の3年を対象にいたしまして、やはり全国約30%の抽出によりまして、4月の17日の日に行うというようなことを聞いております。

塩尻市といたしましては、全校参加を行ってまいりたいというふうに思います。こうして得られました成果、課題を検証いたしまして、授業改善に役立ててまいりたいというふうに考えております。

次に、教育振興扶助費でございますけれども、経済的な理由によりまして就学困難な児童生徒の保護者に支給するものでございます。平成23年度の現在でございますが、対象が339人ございまして、例年説明してまいりますけれども、増加傾向にございます。補正を見込みまして300人で計上をさせていただきました。

次に、小学校情報教育推進費のうち電算機器使用料でございますが、6,840万円ということで前年と同額でございます。小学校のコンピューター教室、普通教室等のパソコン、あるいはICT機器にかかわる使用料でございます。

270ページの一番下、新学習指導要領対応事業につきましては、前年に対しまして2,000万円余の減額になっております。平成23年度から始まりました小学校の学習指導要領対応にかかわる経費につきましては、平成23年度で対応させていただいたということでございます。

次に、271、272ページをお願いいたします。真ん中のところに給食運営事業諸経費がございますけれども、小学校の給食運営にかかわる経費でございます。この中で特に説明をさせていただきますのが、上から3番目の消耗品費970万円余でございますけれども、前年に対しまして200万円余の増額になってございます。これも、既にお知らせをしておりますけれども、木曽の漆の塗り箸につきまして、今年度試行的に40膳を各学校で利用させていただきましたけれども、非常に好評でございましたものですから、食育の推進という意味合いも含めまして4,450膳、1膳500円ということで計上をさせていただいております。さらに5つほど細節飛んでいただきまして、食材放射線測定検査委託料も新規でございまして、これも本会議の中でも説明させていただきました。民間の検査専門機関に必要に応じて検査を依頼するための経費30万円余でございます。同様に中学校のほうへも計上してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

また、最後の備品購入費380万円余でございますけれども、やはりこの中に食材放射線測定器、ベクレルモニターでございますけれども、1台173万円余のものでございますが、1台購入してまいりたいというふうに思っております。給食の食材につきましては、小中学校でベクレルモニターを2台、それから専門機関による検査を各学校が年1回くらい、さらに長野県に既にお願いをしておりますけれども、県が購入しておりますシンチレーションスペクトロメーター、これに対する食品検査、各校年3回ほど実施をしてみたいというふうに思っております。こうした測定方法を組み合わせることによりまして、各校あるいは保育園の給食も交えて、ひと月に1回は何らかの食材検査ができるという体制を整備してまいりたいというふうに思っております。

次に、中学校費に移りますけれども、小学校費と重複するところにつきましては、省略等させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。272ページの嘱託員、学校医等報酬の中の2番目の嘱託員報酬につきましては、やはり小学校と同じように市費で加配する嘱託、学校講師にかかわる経費でございます。それからその下、外国語指導助手報酬につきましては、自治体国際化協会から派遣をしております2人分のALTの経費を計上をさせていただきました。

その下の中学校管理諸経費のうち、一番最初の臨時職員賃金につきましては、やはり丘中と広陵中の事務職員、それから図書館の司書の事務職員にかかわる経費でございます。

273、274ページをお願いいたします。274ページの下から11番目の細節でございますけれども、外

国語指導助手配置事業委託料1,400万円余がございますけれども、これは、ALTでございますけれども、JETからの派遣ではございませんで、民間に委託をしておりますALT3人分にかかわる経費でございます。

続きまして、275、276ページをお願いいたします。276ページの一番上の事業、中学校施設営繕費のうち2つ目の細節、一般工事につきましては、前年に対しまして350万円ほどの増額になっております。小学校と同じように消防設備ですとか体育設備の改修を行うほか、平成24年度は、バスケットラインの改修を全5校してまいりたいというふうに思います。国際競技規則の変更がございます、ラインがですね、台形から長方形に、簡単に言いますと長方形になるってというような変更がございますので、これに対応した工事をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、1つ飛んだ事業、中学校補助交付金につきましては、内容は小学校で説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、1つ飛びまして中学校30人規模学級拡大事業でございますが、平成23年度につきましては、中学1年に、丘中、広陵中、西部中の中学1年生に導入をさせていただきました。平成24年度は、県と足並みをそろえまして中学2年にも拡大をしておりますし、新たに1年、塩中、丘中、広陵中の3校に導入をしてまいりたいというふうに考えております。消耗品費と備品購入費につきましては、その増に伴う備品につきましては、例えば教員用の机、いす、デジタルテレビ、ストーブ、あるいは荷物だな、カーテン等、細部にわたるこういったものがその内容になっております。

その下の学校施設の非構造部材につきましては、小学校で説明をさせていただいたとおりでございます。

また、その下の教育振興諸経費につきましても、図書館システムにかかわる経費が消耗品費と備品購入費の中に含まれておりますし、学力テストにかかわる経費、これも2番目の細節の中に含まれておりますので、ここでも約100万円余の増額になっております。

また、その下の就学援助費につきましても、小学校と同様、増加傾向にございますが、ここも補正をにらみまして150人で計上をさせていただいているところでございます。

それでは、277、278ページをお願いいたします。一番上の中学校情報教育推進費でございますが、2番目の電算機器使用料につきましては、小学校と同じようなパソコン教室、普通教室等の機器にかかわる経費でございます、前年より38万円余の減額になっております。

次の新学習指導要領の対応授業でございますが、小学校に対して、こちらは1,800万円余の増額になっております。平成24年度から新しい学習指導要領が中学校で始まりますので、そのための教師用の教科書、あるいは指導書等を購入してまいりたいということでございます。消耗品が1,000万円余、教材備品購入費が700万円余の増額となっております。

私のほうの最後に給食施設費、中学校の給食施設にかかわる経費でございますが、同様の説明で申しわけございませんが、消耗品費の中には、塗り箸2,450膳分、それから食材放射線測定検査、備品購入費につきましてはベクレルモニター1台分ということで、小学校と同じ内容でございますのでよろしくをお願いいたします。私のほうからは以上でございます。

こども課長 それでは続きまして、次の279、280ページをお願いいたします。4項1目幼稚園費でございます。私立幼稚園の円滑な運営を促進するとともに保護者負担の軽減を図るために、市内の児童が通園する市

外の幼稚園も含めて補助をするものでございます。説明欄最初の中点、私立幼稚園運営費補助金でございますが、市内の幼稚園3園に定額の補助と、それから児童数割の補助をするものでございますし、市外の幼稚園、7園を見込んでおりますけれども、こちらには園児数割のみの補助をするもので、全体では435人の児童を見込んでいます。次の中点に私立幼稚園就園奨励費補助金がございますが、保護者の所得状況あるいは扶養数に応じまして補助をするものです。対象となる児童につきましては、292人を見込んでおります。幼稚園費は以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、ここで10分間休憩を取ります。

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。ただいま説明を受けましたので質疑を行います。教育費1項教育総務費から4項幼稚園費まで、質問また御意見ありましたらお願いします。

中原巳年男委員 小中とも学校図書館システムの導入ということで、バーコードで管理ですか、というような話ですが、その読み取ることのできる器械まで入れてこの予算で足りるわけですか。

教育総務課長 バーコードリーダーとリーダーオプション、これも備品として整備いたしますので対応できます。

中原巳年男委員 そのバーコードを添付したりするっていう作業は、いつどういう形でやっていくのか。

教育総務課長 これは導入すると同時にですね、学校図書館に勤務しております学校の司書の先生を中心にいたしまして、準備作業を行うということになっております。

中原巳年男委員 今、市内の小中学校の図書館司書の先生って、全校にずっと常勤の形じゃないですよね。週何日とかというような形で。それで、大体どのくらいの期間をかけてこれをやる予定なのか。

教育総務課長 担当係長に答弁させます。

学校支援係長 学校図書館の臨時職員につきましては、月15日勤務の常勤の形で行っております。一部、木曾榎川小、榎川中が兼務という状況でありまして。バーコードの読み取りにつきましては、サーバーがですね、クラウド型になっております。したがって、日本中の書籍を管理しているところに接続をして、そこからのバーコードを添付をするという形になりますので、なるべく早い時期にですね、上半期中くらいにはすべて整備したいと予定をしております。以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

副委員長 済みません。司書の先生が日ごろからやはり忙しくて、実際の司書の仕事もなかなかできない状況で、やはり今もちろん司書の先生が中心になってこの作業を進めなければならないと思うのですが、たくさん手が借りれるように、例えばPTAなんかにも諮るなりして、手伝ってもらえるような作業はできるだけほかの方に手伝っていただけるような配慮をしていただきたいと思います。

教育総務課長 はい。図書司書の皆さんからも、この図書館システムの導入は長い間の要望事項でございますので、これができれば相当な調べ学習が効率的にできるというふうに、図書館の司書の先生も考えておられますので、なるべく早い時期にそういったPTAの皆さんの力も借りながら対応してまいりたいというふうに考えて

おります。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

金子勝寿委員 262ページの公会計移行事業について、ちょっと確認になりますが、いわゆる子どものための手当から給食費分を天引きしたものを振り込むみたいな、そういうイメージなのか、ちょっと説明のほう、お願いできますか。天引きなのか、それとも一たん入った後ですね、給食費分だけいわゆる口座引き落としにするのか。

教育総務課長 公会計化の中で給食費の引き落としにつきましては、二通りの方法で対応してまいりたいというふうに考えております。今現在、給食費は年10回ほど、ほとんど学校では個人口座から引き落とすという対応をしておりますけれども、その10回の口座の引き落としと、そして希望によっては、保護者からの申し出によっては、子どものための手当からの年3回のまとまった引き落とし、これを併用してまいりたいというふうに考えております。通常の引き落としに関しましては、私どもで口座を管理いたしますので、教育総務課のほうで口座を管理いたしますので、直接市に入るという形でいいんですけども、子どものための手当からの引き落としにつきましては、一たん福祉課のほうで給食費相当分を差っ引きをしていただきまして、その残りを本人に支給すると。給食費分につきましては公会計のほうに入れてもらう、こういう形のシステムになっております。

金子勝寿委員 そうすると、選択するわけですよ、保護者の方が、どちらにするのか。いわゆる天引きにするか、それとも口座から引き落としにするか。そうすると、福祉課で差っ引くほうのシステムはいじったりするんですか、システムの話ですけど。

教育総務課長 まず、すべてを子どものための手当から給食費を差っ引くということになると、保護者への理解ですとか、あるいはそのための整備ですとかといったものが膨大なものになりますので、子どものための手当からの引き落としにつきましては、滞納気味の保護者、給食費の滞納気味の保護者を中心に、同意をいただきながら対応してまいりたいと思っております。現にこの2月の子ども手当の支給時に学校給食費を滞納しておられる保護者、約20名くらいおられましたけれども、子どものための手当からの学校給食費の差っ引きの同意をいただきまして、差っ引いた上、子ども手当を支給したという対応をさせていただいております。これはまだシステムが整備されておられませんので、手作業で福祉課と連携をしてさせていただきましては、来年25年度からは、これをシステムの中で対応ができるということでございます。

金子勝寿委員 保護者の選択というような一つの手なんですが、先に公会計化した市町村とか調べてみると、同意書を保護者に入学式何日、4月の冒頭にとって、それで子どもの手当からほとんどみんな一括で、いわゆるサインくらいで天引きの同意を取ってやってしまうということのほうが、いわゆるこういう事務手続き上の手間が出てくるとミスとかそういうのがあるのかなと思って、ちょっとその辺。今回は移行期なのでいろいろあると思いますが、将来的には、どちらかという、子どもの手当から天引きするような方向で考えられてもいいのではないかなと思いますけど。他市の前例を見ると、そういう手続きのほう皆さんの負担は楽なのかなと思いますが、その辺は考え方は。

教育総務課長 都市で既に公会計化をしている自治体ありますけれども、一番のデメリットはかえって滞納がふえたということでございます。単なる今までの学校会計の中で使われていた口座を、いくら公会計に移しても口座にお金がないものは引き落としができないというようなことで、かえって滞納がふえたということをお聞きま

すので、だからこそ、そういったことのないように、子どものための手当からの引き落としも併用しながら公会計化を進めていきたいということでございます。

金子勝寿委員 確認ですが、公会計になるので、いわゆる債権債務確定して、いわゆる滞納があった場合は、今度、市側から請求するというでいいわけですね。当たり前の確認で済みません。

教育総務課長 これまでは学校の一部の先生や教頭先生、PTAの皆さんの負担軽減を図ることということも目的でありますので、第一は市のほうで滞納整理に当たりたいというふうに思いますけれども、やはりそれでも対応しきれない場合は、よりきめ細かな対応を、これまでも進めてこられた学校やPTAのお力のある程度はいただかなければいけないのかなというふうには考えております。以上です。

副委員長 同じくこの公会計化のところでお伺いします。今でしたら、個別対応で、例えば給食費を一部返金というのは学校から現金で戻って来るんですけど、公会計化になった時はどのような返金方法になりますか。例えば牛乳が飲めないで牛乳を飲まない、1年間飲まないと九千幾らかなんですけど、そういう金額が牛乳代として現金で今は戻って来るんです、学校から。それが公会計化になった時は、どのような形で返金をされるんですか。

教育総務課長 事前に額が確定していれば、その額を引き落としってということになりますけれども、なかなかそういう事前の把握が難しく、後になって精算するというような形になると思いますので、それはやはりこちらのほうで更正をかけて、必要に応じて還付をしていくということになるかと思えます。

副委員長 それは、引き落とししている口座にまた振り込んで返すということでしょうか。

教育総務課長 そういうことになろうと思いますけれども、これも1年かけて研究をしてみたいというふうに思っております。

副委員長 わかりました。

永田公由委員 270ページの関係で、地域児童見守りシステムですが、これは今何人くらいの方が利用されてますか。

教育総務課長 平成23年度の6月で恐縮でありますけれども、小学生が343人、8.9%、中学生が196人の9.6%という状況でございます。

永田公由委員 利用が上がらない原因ってというのは、どこにあるというふうに担当課では見えますか。

教育総務課長 これまでもアンケート調査等、御意見の中では、大きすぎる、重いという、それから防水機能がないと、それから民間で出ております例えばGPS機能つきのものに比べたら精度がないと、きめ細かではないというようなことがアンケート結果でございます。

永田公由委員 これ、このまんまだとね、事業仕分けだと多分仕分けられるほうの部類に入ると思うんだけど、その辺について、これから利用率アップだとか機器の更新だとか、そういったものについてはどんなふうに考えているんですか。

教育総務課長 見守りシステムにつきましては、前回も、民間企業の中の機器の機能の向上ということを進めている企業もありますので、そうした動向も見ながらという説明をさせていただきましたけれども、今現在のロットがですね、少なくなってきたというようなことで、今八千幾らくらいなんですけれども、さらにこれを新しく同じものをつくるとすると1万円以上かかってしまうというようなことを聞いております。こういった

普及率のも低い状況でもございますし、機器の使い勝手が悪いというようなこともございますし、また新たに市の振興公社で800台購入をいたしまして、高齢者見守りのためのシステムを、この中継器を使いながら運用しております。またバスロケーションですとか、あるいは農林課のほうの気象情報のシステムにも、こういった見守りのための中継器を使うというような話も出てきてまいりますので、今後この見守りも含めまして、この中継器を活用した対応がどんなものができるのか、教育総務課だけにかかわらず、庁内の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

永田公由委員 これ毎年600万円くらいずつかかるんだよね、委託料っていうことで。ことし1年くらいの間にやっぱり、どんな運用ができるかってことをさ、庁内の中でやらないと、なんかね、せっかく鳴り物入りでやった割にはなんか成果が上がっていないような気がするんで、お願いしたいと思います。

続けていい。それから、その下の学校施設の非構造部の耐震化の推進事業ですけど、これはことし、いわゆる調査、改修設計等をして、平成25年度から事業は着手するわけです。

教育総務課長 ことし全校調査をいたしまして、この学校にどのくらいかかるかということを取りまとめた上で実施計画に上げて、計画的に整備をしていきたいというふうに考えております。

永田公由委員 実施計画に上げるということになると、一応平成27年度以降という解釈。

教育総務課長 平成25年度以降3カ年の実施計画の中で対応してまいります。

永田公由委員 平成25年度以降3カ年の中で対応するということですか。これあれですか、これは耐震化事業ということになると、国から相当の補助がつくということになりますか。補助事業対応ということ。

教育総務課長 この補助のメニューにつきましては、学校施設環境改善交付金ということで3分の1の国庫補助がつかますけれども、ただ、事業費が1,000万円以上というような上限もございますので、今後そこら辺は検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

永田公由委員 272ページの給食運営費の中で、消耗品で木曾の漆器のはしをということですが、これはあれですか、マイはしにするんじゃなくて、それぞれの学校で洗って使い回していくと、こういう解釈でいいですか。

教育総務課長 マイはしというお話もございましたけれども、当面スタートといたしましては、学校全体で管理をして使い勝手を見ていこうというようなことでございます。小学1年生から6年生までの使い方はかなり違うものがございますので、そうした使用状況をちょっと見極めていきたいなというふうに思っております。

永田公由委員 それとね、このはしの発注については、漆器組合なり何なりに一括発注するのか、それとも業者選定してやるということですか。

教育総務課長 これにつきましては、漆器組合のほうにお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

副委員長 済みません。おはしの件でお願いします。今1年生から6年生まで使い勝手に差があるということだったんですけど、中学生もおはし導入されますよね。中学生にはやっぱり食育の面とか考えて、自分のはしを自分で大切にすること指導の一つだと思うんですけど、その御検討はなかったでしょうか。

教育総務課長 確かに委員さんのほうからマイはしというようにお話は既にいただいています、細くて壊れやすいはしでありますし、ちょっと傷がつきやすいようなこともありますので、子供たちが本当に大切に、マイはしにするならば管理をしていかなきゃいけないというようなことで、給食運営委員会ですとか、あるいは栄養

土さんたちの会議の中では、当面一括して管理をして使い方を見ていこうということでございますので、そういった点も今後、そういった委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

副委員長 ぜひ検討をしていただきたいと思います。物を大切にすることということを教えることも大事なことの一つだということを、考えていただければありがたいです。

鈴木明子委員 278ページで、中学校の新学習指導要領対応事業で、今、教師用の教科書や指導書について準備をしていくということなんですが、小学校の時には非常に現場の先生から不足していると強く訴えられた経験があるんですが、今回中学校でそれぞれ教科担任がいたりするので、状況も違うかなと思うんですが、その辺は十分な対応というふうになるのかどうか。

教育総務課長 円滑な新しい学習指導要領の運用に向けて、必要な予算は確保させていただいたというふうに思います。教科書につきましては一人1冊を予定しておりますし、指導書につきましては、やはりその教科ですとか、学級数や学校数によって、あるいは専科の先生の数によっても違ってまいりますので、この予算の中で購入費を配分をいたしまして、学校の中で工夫をして対応していただきたいと。そのための予算は確保されているというふうに考えております。

鈴木明子委員 ちょっと私たちでは先生方の需要っていうのがどういうふうにあって、それが満たされるのかっていうのは検証はできないので、ぜひ現場の先生方が困らないように、ひいては子供たちが困らないようにということになると思うんで、そこら辺を目配りしていただきたいと思います。要望です。

委員長 要望ですかね。

副委員長 小学校の時も、その予算の中でうまく学校単位で配分をしていただくっていうその配分が、結局先生のところに行き渡らなくて、指導書すら手にできない、ほかの先生と共通っていう形になってなかなか、それが結局子供にしわ寄せが来てしまうので、例えば足りなかった場合には、こだけ足りませんっていうふうに言えば、予算を増してもらえとか、どっかほかのところからお金を回しても、指導書をちゃんと先生のところに行き渡るようにはしていただけるんでしょうか。

教育総務課長 担当係長に答弁させます。

教育企画係長 平成23年度ですね、予算措置の中で一部TTですとか、そういった複数の教師で担当する場合について、指導書が余裕がというような事例がありました。これにつきましては、小学校費ですね、進学指導要領に対応しようということで250万円、平成24年度盛らせていただいております。その中で、不足と言いますか、できるだけ多くの先生方に指導書等を配付をしたいというようなことで対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。中学校費の今回の新学習指導要領の対応事業につきましては、授業を受け持つ教師、専科講師、加配の講師を含めて一人1冊ということで予算を見込んでございますので、不足はすることはないと見込んでおります。以上でございます。

金子勝寿委員 268ページ、小学校補助交付金の中で、去年の予算には学校支援ボランティア補助が90万円ほどあったと思うんですが、ことしなくなったんですが、これ何か理由、国で何かもう補助しないよとか、その辺。

教育総務課長 中学校も同じでございますけれども、確かに小学校につきましては学校支援ボランティアの補助金がありましたけれども、これは平成24年度はですね、一番上にございます特別行事等交付金の中に含め

させていただきました。この特別行事等補助金につきましては、先ほども申し上げましたようにクラブ活動ですとか、特別行事ですとか、さまざまな特別活動にかかわる事業がこの中に入っておりますので、学校支援ボランティアにかかわる事業につきましても、この交付金の中で対応はしていただきたいということでございます。ただし経費といたしまして、これまでと同じように1校3万円足す1人1万2,000円というような算出基礎につきましても、これまでどおり変わってはいません。

金子勝寿委員 ボランティア補助金としては今、間違っていたらあれですけど、20万円くらい削ったってことでいいですか。電卓でちゃちゃっと出した話で。今の単価設定が変わらないんだったら、交付金に盛った分で差額が79万。

教育総務課長 90万2,000円、平成23年度はございました。その分がプラス特別行事等交付金90万2,000円ふえてはございません。70万円ほどになっておりますので、その分につきましては補助金の見直しをさせていただいたということでございます。

金子勝寿委員 いいです。わかりました。

永田公由委員 今に関連して。この行事等の交付金の中には、いわゆる小学校における農業関係の事業というのはあるんですか、どこかの学校で。

学校支援係長 農業にかかわる補助金につきましては特に総合的学習交付金がございます。この中には、職業体験ですとか福祉ですとか、農業体験にかかわる活動に対する事業がございますので、この中で対応していくということです。

永田公由委員 農業っていうか、学校で実際に、例えば畑だとか果樹園だとか田んぼだとかを持って、借りたりしてやってる学校っていうのは、今ありますか、小学校は。

教育総務課長 担当の係長に答弁させます。

学校支援係長 小学校におきましては、塩尻東小学校、それから片丘小学校はたしかJAから借地をしていると記憶しておりますし、また洗馬小学校もですね、民間の方から借り上げをして農作業等を行っておると承知しております。以上です。

森川雄三委員 260ページだがね、まなびのサポートと「笑顔で登校」の関係なんだが、このまなびのサポートっていうのは、いわゆる障害を持たれてる子供さんを支援するっていうか、そういう事業だと思うし、「笑顔で登校」っていうのは、これは不登校の関係の児童を言うわけだよ、と思うんですが、そうですね。このまなびのほうなんだけれども、特別支援並びに臨時職員というような形で、かなり人数的なものとか金額的なものがあるんだけど、これはあれですか、各学校それぞれ1人とか2人とか配置をされておられるのか、そしてどういう面倒を見られてるのか、ちょっとその点、一つ。

家庭教育室長 特別支援講師の配置につきましては、平成24年度につきましては、桔梗小学校に県費での特別支援講師がまいりますので、桔梗小を除いた、また組合立の両小野中学校を除いた全校にお一人ずつ配置の予定であります。また介助員につきましては、それぞれのお子さんの状況に応じて各学校1名のところもあれば、2名のところもいるという、今調整中でございます。それと特別支援講師の主な仕事、支援介助員の主な仕事と、なかなか分けにくい部分でございますけれども、講師につきましては、やはり教室全体の部分を見ながら落ちついた環境を整えるというようなことが主になるかと思えます。介助員につきましては、個々のお子さんに沿ってト

イレのサポートの必要なお子さん、また車いす支援等の必要なお子さん、そういう状況に応じて、それぞれ個々に応じた支援内容になると思います。

森川雄三委員 ということは、各学校に例えばお一人の場合だと、そういう子供さんがお一人おられれば、専門にお一人で見ているっていう場面を思われているということで理解していいわけだね。あれですか、それで理解するけども、市内ではやっぱりたくさん、人数的には多いですか。各学校に1人2人先生をあれするってことは、かなりそういう子供さん方が増加傾向というか、ふえておられる、そういうことですか。

家庭教育室長 保育園のほうでも加配と言いますが、個別支援が必要なお子さんは約150人おられるだろうと思います。小中学校におきましても、ちょっと今数字が手元に出てこないんですが、学校の教員側から見た必要な生徒は、多分161人だったかと思いますが。それははっきり障害名のあるお子さんもいらっしゃいますし、担任の先生お一人では学習、生活支援ができないというお子さんもあります。それで、その中からまた具体的に教育相談員を初め私どもで、実際の学校の様子見させていただいて配置等を決めさせていただいているところです。お子さんにつきましてふえているかどうかという部分ですが、数でいえばふえていると思われまうけれども、そのふえている原因というものが、障害のお子さんだけがふえているということではございませんで、私ども、また相談員、また保育士、教員等それぞれ勉強して見る目が出てきてまいりますので、やはり細かくお子さんを見れるような状況になってきておりますので、やはり少しでも支援の必要なお子さんが早期に見つかって、また早期から対応していくっていうような状況にあるかと思われまう。

森川雄三委員 そうやって支援をされることによって、ある程度、何て言うかな、矯正されると言うか、普通の生活が送れると言うか、徐々にそういう可能性っていうものはありますか。車いすやそういう方は無理かもしれんね。

家庭教育室長 一概にお答えできない部分あると思いますが、やはり私たちの思いとしては、そういう思いで接しさせていただいておるところでございます。

森川雄三委員 それともう1点、笑顔で登校のところなんですけどね、何かさっき、Qなんとかアンケートとか言っとったね。

〔「Q - Uアンケート」の声あり〕

森川雄三委員 これはどういったものであるのか。

教育総務課長 これは、例えば中学校で言いますと、5月と10月に2回くらい実施をいたします。楽しい学校生活を送るためのアンケートというようなことでございまして、自分がこのクラスの中でどういう位置にあるのか、どういうふうにみんなから思われているのか、信頼を受けているのか、満足をしているのか、学校生活が楽しいのか、さまざまな質問項目がありますけれども、これによって自分がクラスの中で信頼をされている、あるいは、いじめを受けている、こういった個々の状況がわかるということでございます。これを、アンケートをすることによりまして、その子供の個々の指導につながるすることができますし、それを第2回目にまたアンケート調査をして、その指導が反映されたかどうかということも改善をできるという内容でございます。

森川雄三委員 それで、例えばそういうお子さんがおられて、2回やって改善されたとはっきりわかるような事例っていうか、そういうことがあるのか、また、要するに中学校2年生とか、学年はきまっておるだね。

〔「中1」の声あり〕

森川雄三委員 中1ですか。その中1だけで大丈夫なのか。それが、それだけですべて網羅できるのかとなると、何となく。ただ体裁にやってりゃしないかいて、それだけでもないけども、そこら辺はいかがです。

教育長 最近、比較的新しく開発された、今一番権威のある、信頼度もあるアンケートだというふうに思います。市で導入する以前から学校ではやっております、市でお金をつけるようになったということでございます。それが1点。2点目は、子供の見方ってのはやっぱり、特に小学校の学級の一面的な見方しかできないっていうような状況で、非常に弊害が大きく出る危険性があるわけですが、こういった客観的なアンケートを使うことによって人間関係が如実にあらわれるというような、そういうアンケートになっているものですから、課長が申し上げましたように、学級満足度、それから信頼されている度合いというものが非常によくあらわれていると思われれます。点で、この位置に子供がいるというのができると思います。3点目は、いよいよここまで来まして研究会、研修会ですね、を始めて、担任の先生が学級でやっている、特に重点的に人間関係改善のためにこういう手を講じたというのがあらわれてくるんですね。そういう目に見えてあらわれる。したがって、このやり方はちょっと改善していかなくちゃいけないとか、こういう手を講じたがためにこの子は改善したという、明確に改善したというような、非常にあらわれてくる研修会を行いまして効果が上がっていると思います。その3点が実質的に大きな取り組みでございます。見方と言いますか、それぞれの解釈っていうのは如実にわかります。

森川雄三委員 そうすると、あれですか、そういった結果ってものは、教育委員会である程度まとめられて、そのクラス内にこういう指導をしていったほうがいいじゃないかとか、担任の先生に向けてこういうもんだってというようなことをまとめながら研究をされているというようにとらえていいわけですか。

教育長 はい。結果が戻ってきますので、要するに分析した結果が。当然担任がそれを見て、人間関係の傾向がわかります。したがって、これを改善するにはどういう手を打ったらいいかということが分析の中に入ってますし、当然担任としてそれは参考にしたり、あるいは自身の方策と言いますか、それを講じていくという非常に大きな参考になることだと考えております。

森川雄三委員 ということは、担任の先生がそれを利用してそのクラスを見ていくと、こういうことですね。

教育長 研修会の中で、確かにそうは言ってもなかなか見きれないと言いますかね、分析しきれないようなところを、これはこういうようにあらわれていると、目に見えた形で4つのところにあらわれて、現実になって子供の位置があらわれてくるものですから、比較的人間関係がよくないところにいた子供が、いいほうへ移ったということが、あるいは悪いほうに移ったということが、それはあってはいけないことなんですけども、目に見えた形になるので、これはなぜそうなったのかっていう、そのことを分析する研修会があるんでね、それを見ながら研修してくことによって、じゃあ次は対策としてはこういう対策をしていこうというようなことで、非常に活用の度合いが多くなってくるかなというふうに感じます。

永田公由委員 262ページ、教員住宅の管理諸経費に関連して、教員住宅は今、何戸あってどのくらいの入居率になってますか。

教育総務課長 現在59戸ございますけれども、39戸入って、そしてあと20戸があいているという状況でございます。

永田公由委員 これは、使用できるわけですか。

教育総務課長 もちろん使用できる教員住宅もございますし、老朽化してなかなか難しいなというものもござ

います。

永田公由委員 というのはね、今、市営住宅が募集停止かけてるでしょう、渋沢の関係で。それで、私らのところへ相談に来るのに、例えば年金生活してて息子がぐあい悪くなって父ちゃん亡くなっちゃって、家賃5万5,000円のアパートにいるけど、金、何とか市営住宅へ入れてくれて言って相談に来るんだけど、募集停止だもんでどうしようもないって言うだよね。緊急避難的にこういう教員住宅があいてるようなところをさ、こう縦割りじゃなくて横の関係でさ、入れられるようなシステムができりゃいいと思うんだけど。そういうことは、無理かい。

教育総務課長 いつもおっしゃられますように、緊急的な対応ということで教員住宅に住むということになれば、いたし方ないかなと思いますけども、長期的にそこにお住まいになるというようなことになると、教員住宅には制約もありますので。

永田公由委員 そりゃあもう、当然ね。

教育総務課長 ケースバイケースで検討してまいりたいということです。

永田公由委員 もしね、できればね、条件つけりゃいいことだもんで。

こども教育部長 以前からそういう話も伺っている部分もありまして、ただ公営住宅法との関係もございましてね、そこら辺がありますんで、その担当部署とですね、ちょっと詰めながら研究はしてみたいと思いますけれども、一つとしてはそういった法的なものがということは御承知願いたい。

永田公由委員 なにしる最近来るのがさ、本当に困って来ている人が結構多いだよね、聞いてみるとね。何とかしてやりたいと思うけど、ねえ。それで、あいてるじゃんって言うだよね。その人たちはもう、当然市営住宅も見てくるね、こういう市の公営住宅どこにあるっていうのは大概調べてきてから来るもんでさ。そうすると、何であいてるのに貸せねだいて、こういう話になるんだよね。その辺のとはちょっと研究しておいてください。

森川雄三委員 今の関連でいい。前にも私も話したんだけど。これ、あれだね、例えば、市のもう古くなった教員住宅ね、もう住めないような、そういうものはもう市の普通財産にでもしてですね、どんどん外へ売り出すとか、そんなような方法も必要じゃないかと思うだよね。いろいろそこにはどういう弊害があるかよくわからんけれども。先生方も、今アパート自分でも借りたりして、逆に教員住宅みたいなものは。これでも結構入ってるなと思ってびっくりしたんですけども、今回。それでも大分変わってはきてるから、かなり古くなってる教員住宅は、精査をしてかなきゃいけないんじゃないかなと思うがね。その点どうですか。

教育総務課長 以前からこの委員会でもそのような御提言をいただいております。私どもも、長年住み手のない老朽化した教員住宅につきましては、壊すなりして整備をしていきたいというふうに今考えております。ただ、去年あたりから、農山村地域活性化プロジェクトというものが庁内で立ち上がりまして、農山村地域の活性化を進めていくためには、こうした一つの、あいている教員住宅も活性化のための一つの資源として活用できる可能性もございまして、そうしたところでも検討も必要ではないかというようなことで、まだまだその整備ができておりませんが、今後状況を見ながら整備を進めていきたいなというように考えております。

中原巳年男委員 都市大塩尻の私立高等学校設備費補助金で今年度50万円減額ということですが、他市ではこういう補助をしてないというような中で、これは徐々に減額していった最終的にはゼロになるという予定なの

か、ある程度金額が減ったところで固定化してくのか、その辺は今のところどういう予定になっていますか。

教育総務課長 段階的に50万円ずつ補助金を削減してまいりたいということでございまして、既に学校のほうにもその旨、説明をさせていただいております。

中原巳年男委員 最終的にはゼロになるということだね。

教育総務課長 はい。

委員長 済みません、私から1点お願いします。268ページ、エアコン設置工事が今回載ってまして、ことしては扇風機、小学校、扇風機のね、設置をしていただきましたが、今回保健室にエアコンを設置ということで、保健室の子供たちの利用状況がもしわかりましたら、今、保健室登校っていう形の登校のスタイルもあるもんですから、本当にどんな状況か、もしわかりましたら。

教育総務課長 詳しい内容、実態は担当の係長から。

学校支援係長 本市の、特に中学校におきましては、学校内の空き教室等を活用した中間教室の運営というものを伝統的にやっております、これが本市のですね、不登校対策の現在の好経過に結びついているというふうに言われています。その1つとして保健室を利用する子供たちがいます。利用頻度もさまざまでありまして、少し相談に来て短時間話していく子もいれば、半日くらいですね、保健室で過ごして、その後は中間教室で勉強するというような子もいますので、トータルのな人数というものの把握はございませんが、塩尻中学へ私何回も行きまして、保健室も見させていただいておりますが、常時ですね、2人、3人くらい、特に女子ですけども保健室を利用するという状況であります。そんなところでございます。

委員長 本当に具合が悪くて保健室へ行くとか、けがをして手当が必要でいくとか、そういった場合の利用もあると思うんですけど、どちらが多いかっていうのはわかりますか。わかりませんか。

教育総務課長 どちらが多いかは、正直申し上げまして把握はしておりませんが、今、係長が申し上げましたように、不登校生徒の一つの居場所ともなっておりますし、一つは、相談相手は担任の先生やら生徒指導の先生たくさんいらっしゃいますけれども、やはり女性である養護の先生に話を聞いてもらいたいというような意識が大分生徒の中にございまして、そのために保健室へ顔を出すという実態が多くなっているのではないかと、いうふうに考えております。

委員長 保健室の先生が求められる部分というのは、そういった精神的なフォローというか、そういった部分も現在求められていて、とても深いというか、課題の多い仕事だと思っておりますけれども、修学旅行とか登山なりで学校行事がある時に保健の先生と一緒に付き添いをしていく場合には、その学校の保健室の先生がいなくなってしまうようなことがあるかと思っておりますけれども、その辺の対応はどのようになっているのでしょうか。

教育総務課長 各学校に県費の養護の先生がついておりますけれども、中学校、丘中でありましてけれども、市費で養護の教諭を配置をしております。この養護の先生が、小中学校は校外活動で保健の先生が留守になるという時には、その各学校に出向いて行って保健の対応に当たるというようなことを、学校間で調整いただきながら対応させていただいております。

委員長 そうしますと、本当に保健室の先生が求められる部分もすごく重いというか、多いわけですが、保健の先生がいなくなってしまうという、行事の付き添いでいなくなってしまうという学校はないということですかね。留守をする先生のところに市費でいる先生が移動、移動というか臨時的に行くので保健室が空にな

る、専門の先生がいなくてということでは起きないということではないですか。

教育総務課長 重複すれば、行事が重複すればですね、そういうケースはあり得るかもしれませんが、なるべくそういうことがないように、学校間での調整を図っていただいております。

委員長 学校の先生方から、保健室の先生はやはりとても重要で、いざという事故、けがの対応の時には必要なので、やはり常時いてもらうような対応をしてほしいというような要望もいただいておりますので、ぜひ今後またそのような配慮をお願いしたいと思います。要望でいいです。

副委員長 それに関して私、前回、一般質問でそれをさせていただいた時に、研究だか検討だかをしていただけたということだったんですけど、どうでしょうか。

教育総務課長 市P連の懇談会の中でもそのような御意見をいただいておりますし、議員さんからもそういった御提言をいただいておりますので、私も積極的に、今度は小学校のほうにも、1つの拠点校に養護教諭の先生を市費で配置をしたいということで、この予算編成に当たりまして要望はしてまいっておりますのでぜひ御理解はいただきたいと思います。

副委員長 ありがとうございます。

鈴木明子委員 このエアコン設置は、やっぱりこういう温暖化というか非常に夏が暑いという状況の中で、ぐあいが悪くなった子供たちが担ぎ込まれる場として、どうしても必要だというふうには思っているところなんです。例えば平成23年度は比較的夏はあまり暑くなかった。運動会の練習とかもあるわけですが、そういうようなことで、暑さのために子供たちがぐあいが悪くなったというような状況とか、そういうようなことがありましたらちょっとお聞きしたいんですけど。

教育総務課長 各学校では、熱中症対策のために冷やしたタオルを首に巻くですとか、水筒を持参するとかいうことで対応しております。実際に熱中症で具合が悪くなったという報告は聞いておりませんが、熱中症になって一番先に飛び込むのはやはり学校の保健室というふうに思っておりますので、まずその環境改善を図ってまいりたいということでございます。

鈴木明子委員 私も市内の学校の保健室のエアコン設置っていうのはもっと進んでいるのかなと思っていたんですが、今年度そういうことで小学校8校で入るということで、保全をされたということですね、そういう本当に健康に直結する場所ですので、今後とも熱中症対策も含めて対応していただきたいと思っています。

教育長 課長より私のほうが言いやすい立場だと思ひまして、ちょっと言わせていただきます。先ほどから特別支援講師あるいは支援介助員、国際理解講師、それから養護教諭含めてね、これは市費でなければならない、要するに県費ではこういった加配ができないので、非常に要望が強いし、現場から非常に求められているというように思います。それで、先ほど課長が申し上げたように、予算編成に当たっては、ぜひ小学校に1人、今、中学に1人養護教諭を配置させてもらってそれぞれの学校へ、小学校のほうへも手をかけて行っているわけですね。小学校があいてしまう時には、保健室があかないように。先ほどの委員長さんのあれにお答えするならば、それがもういっぱいなのでどうしてもあいてしまう時には、教頭先生が行って番をするということが、まああることなんですけども。それでこんな裏の苦労まで知ってほしいということで、支援介助員や特別支援講師の中に、支援介助員と特別支援講師の違いは、免許があるないと、それから待遇の違いが非常に大きいんですけども、そんな中に資格を持った方が応募してきていると。全部公募でやっているもんですから、資格を持った方が来ていると。

それで、その中に、いずれわかることですのであれですが、ぜひ養護教諭のね、資格を持ったような人が応募して来てくれないだろうかという、当然私たちとしては望みますよね。そんなことがないような状況もあるので、立場は養護教員としての雇用と言いますか、配置ができないんですけども、違った立場でそういう資格を持った人も、そこまで見ながら配置させていただいているということで御理解いただければありがたいなと思ひまして、特に発言させていただきました。よろしく申し上げます。

永田公由委員 今、生徒や児童の不登校は聞いているけども、先生の不登校はどうか、市内で。

教育長 ちょっと今正確な数字は持ってないんですけども、要するにメンタルな面での学校へ行きにくくなるという先生等ですね。私が本年度かかわった、かかわったと言いますか、学校で悩んでいるので、校長先生と相談しながらちょっと休みがちだった先生を復帰させたケースはあります。ほかには、そういうのは必ず連絡と言いますか、報告がありますので、今のところつかんでいる数字の中にはありませんけどね。

永田公由委員 それなら結構です。

副委員長 266ページのこども未来塾のことについてお伺いします。委託は、どこにされておりますか。どこか1カ所に委託をされておりますか。266ページの上から3つ目のチョボのこども未来塾。

教育総務課長 これはNPOで、平成23年度はわおんに委託しておりました。

副委員長 来年度も同じところですか。

教育総務課長 はい。そのように考えております。

副委員長 昨年より100万円くらい金額が上がってるんですけど、何か平成23年度と違う、拡大される予定ですか、事業を。

教育総務課長 昨年、自主事業、子供たちの生きる力を育む、菜園、果樹の自主事業の運営を主に携わっていただいたところでありますけれども、来年度は先ほども説明で申し上げましたように、さらにこの自主事業の充実を図るほか、生涯学習のほうの活用の強化も図っていききたいというようなことでございまして、体験メニューの開発ですとか、あるいは現地の指導、それから周辺に各施設がありますので、そういった施設等の利用のコーディネート的な役割も平成24年度は担っていただきたいというようなことで、その分が増額になっているということでございます。

副委員長 やる事業の量がふえたりとか、回数がふえるというふうに理解をしいですか。

教育総務課長 こども未来塾の内容につきましては前回とほぼ同様でございます。それに、こども未来塾以外の事業がふえたと。その分が増額の部分ということで御理解をいただきたいと思ひます。

金子勝寿委員 積算だと何が、物件費とか人件費とか具体的に。委託するには単にコンサルだけで計画だけでやるのか、どんな形の積算でこういう数字出てきたのか、ちょっと教えていただいてもいいですか、後で。

教育総務課長 担当の係長に御説明させます。

学校支援係長 こども未来塾の内容につきましては、本年と同様のことをやっていきたいわけですが、増額の主な内容としましては、体験学習の指導者の養成事業、育成事業、ネットワーク化、これらを図ってもらいたいというふうに考えております。体験学習を実施する方につきましては、例えば平出博物館にもいらっしゃると思ひますし、えんぱーくの関係でも何人かいらっしゃると思ひますが、そういった方々をですね、塩嶺体験学習の家を中心にネットワーク化をすることによって、そういった方が持っていらっしゃるノウハウですとかそう

いったものを集めましてですね、円滑に事業を実施してまいりたいというふうに考えています。それをする事によって、おのずとですね、体験メニューというものもふえてくる、また生涯学習の面からの利用促進も図られていくと考えております。そのための事業といたしまして、講師の謝礼、養成事業のですね、講師の謝礼ですとか、スタッフの人件費、それからそうしたメニューをですね、パンフレットとして印刷をしようということで40万円ほどですね、パンフレットの印刷費。その他コーディネート業務とホームページというようなことで、その体験学習指導者ネットワーク化事業、総額では179万円ほどの見込みで予算計上したところでございます。以上です。

金子勝寿委員 ちなみに講師謝礼はどのくらい、お一人になっているのか。あとスタッフに対するいわゆる時給単価とか。

学校支援係長 養成事業の講師謝礼につきましては、2万円の3回分。交流事業につきましては、1万5,000円の10回分ということで計上しております。総額21万円です。

委員長 いいですか。

副委員長 A L Tの先生の派遣はどのようになっているんでしょうか、派遣。

教育総務課長 市内中学校の派遣の状況。

副委員長 小中学校のA L Tの先生の採用について。

教育総務課長 市内まず5校ございますけれども、J E Tの派遣が2名、それから業者委託が3名でございます。また、小学校1校に配置をしておりますけれども、これが業者委託になっております。以上でございます。

副委員長 その業者は、どのような形で選定されていますか。

教育総務課長 業者名で言いますと、アクティブパーソナルになりますけれども、市内で唯一の市内業者でございまして、塩尻市内の小中学校の実情もよく知っておられますし、こういった派遣事業にも精通をしているということでございますので、随契をさせていただいて契約をさせていただいている状況でございます。

副委員長 随意契約だということをお伺いしたんですけど、門戸を開く、この後、予定ありますか、もし。市内ではここが唯一だということなので、できるだけ市内の業者を優先させるべきという考えもあると思うんですけど、例えばほかのところから話があった場合に検討されたりとか、比較されたりはしますでしょうか。

教育総務課長 A L Tの雇用形態はさまざまございまして、J E Tによる直接雇用ですとか、今言った業務委託の形態もございまして、市の囑託として採用する直接雇用みたいなものもございまして。今、業者委託で各学校に派遣しているA L Tの活動につきましては、学校の担任の先生からそのA L Tに直接指示、命令ができないという問題がございまして、これは、労働局からも偽装請負にも当たるというようなことで指摘がされている状況でございます。労働者派遣法にひっかかるというようなことでございます。直接雇用でしたならば、市から派遣した先生が直接学校を、クラスの中に行き、直接担任の先生やほかの先生とお話できるんですけども、業務委託に関してはそういった課題等がありますので、今言った、その門戸を広げるといってもそうなんですけれども、果たしてどんな雇用形態がいいのか、学校現場の声を聞きながら今後ちょっと検討をしていきたいというふうに考えております。

委員長 いいですか。

副委員長 はい。わかりました。

委員長 ほかにございますか。

森川雄三委員 AEDの関係だけだね、小学校や中学校これリース、リースというか。あとほかの施設は結構みんな、いわゆるリースっていうようなことじゃなくて、買ってだか備えてあるわね。そこら辺は何か、小学校、中学、教育委員会のほうで、リースのほうが安いっていうか、使い勝手がいいというか、そこら辺はどうなんです。学校じゃない。

こども課長 学校はですね、早期にリース契約によりAEDを導入しております。その後、国の安心こども基金事業でAEDの導入が事業対象になったものですから、保育園等については一括購入で設置をしているところですよ。

森川雄三委員 いわゆる、今は買えるから買ったけども、その当時は借りたほうが安かったというか、そういう意味ですか。そのままこれからもずっと続けていったほうが良いということですね。

こども課長 調達の時にですね、ああ失礼、リース契約の時にはですね、メンテナンスリースということがありまして、リースのほうがいわゆる電池のですね、交換をほうっておくと忘れる場合がありますけれども、そこまでリース契約の中で見れるからということで、リースのほうが有利だということで、ずっとリースのほうになってます。

森川雄三委員 何て言うかな、あれ使ってやりゃいいいな。

副委員長 済みません、予算はどこに盛られているかわからないんですが、例えば、小学校とか中学校の理科実験室の備品だとか、調理室の備品だとかっていうものが、どこに行ったりしてもちょっと不十分だというのは、児童生徒からも、教職員の先生からもよく耳に入る言葉なんですけれども、そういったものが足りてるかっていうのは、例えば、調理室のボウルとかでも、お水が漏れるようなボウルを大事に使っていたりとかっていうのもあるので、そういったものも調査をされたりとか、足りないものを随時買えるようにとか、例えば理科の実験だと、教科書にはついてるけどうちの学校にはそれがないので、ここは実験しませんとかっていうふうなふうに先生のほうから生徒に説明があったり、その実験はできずに、これやるとこういうふうになるんだよという説明だけで、その実験ができないとかっていうのも実態であるようなので、そのあたりはいかがでしょうか。

教育総務課長 市の予算の編成する分には、学校予算の編成ということで、市の予算編成方針を説明しながら各校で取りまとめを行なっていただくようお願いをしているところであります。学校生活ですとか、授業に支障が出るような予算は、やっぱり今おっしゃられたように、これもっともなことでありますので、何を優先すべきかということを学校の中で一番、議論をしていただきまして、優先度に応じて要望していただきたいということを申しております。高額なものにつきましては、市全体を見ながら年次的に購入整備できるようこちらでも対応をしておりますし、緊急事態に応じては補正予算で対応しているように、補正予算でも対応してまいりますので御理解をお願いしたいと思います。

副委員長 私の耳に入ってくるように、そちらのほうは直接こういうものが足りないとかっていう、ただで買ってお金がないとかっていうことは、実際に現場からは声が上がってこないということですか。

教育総務課長 はい。

副委員長 わかりました。

金子勝寿委員 確認なんですけど、小学校、中学校、電力料金は前年度並みの予算になってるんですが、4月

から値上げもあるし、エアコンも入る。その辺、加味して予算づけしなかったんでしょうか。

教育総務課長 電力料ですね。

金子勝寿委員 電力料金。一般会計だと、結局この小中が一番大きな額なので。

教育総務課長 小中学校の管理諸経費における電力使用料につきましては、過年度の使用実態を見、それと今年度の実績を勘案しながら計上をさせていただきました。太陽光も徐々に設置はしてきておりますので、その点も配慮をさせていただいたということでございます。

委員長 よろしいですか。それでは、本日はここで終了いたします。あすは、社会教育費から行いますので願います。ありがとうございました。

午後5時05分 閉会

平成24年3月7日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 山口 恵子 印